

総務文教委員会

平成30年3月13日(火)

## 総務文教委員会

日 時 平成30年3月13日（火）午前10時00分開会—午後2時02分閉会  
場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 小川委員長、竹原副委員長、坂原、辻下、道工、反保、出口、田島

欠席委員 なし

傍聴議員 和田、奥野、中原

出席理事者 田代町長  
中口副町長  
松田副町長  
笠間教育長  
保井まちづくり戦略室長兼町長公室長  
西総務部長  
四至本財政改革部長  
竹下教育委員会事務局教育次長  
佐藤総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事  
川端危機管理監兼危機管理担当課長  
松井総務部副理事兼総務課長  
寺田総務部副理事兼企画地方創生課長  
相馬財政改革部副理事兼財政課長  
阪本財政改革部副理事兼行革推進課長兼税務課長  
廣田人事担当課長  
福井人権推進課長  
澤学校教育課長兼指導課長  
松下生涯学習課長兼青少年センター所長  
増田会計管理者  
鈴木議会事務局議会総務課長兼庶務係長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

小川委員長 おはようございます。

ただいまから、総務文教委員会を開会します。

本日の委員は8名、全員出席です。

理事者については、全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定願います。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後引き続き協議会を開催します。よろしく願います。

3月6日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件7件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、マイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、理事者の発言は所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第4号「平成29年度岬町一般会計補正予算（第9次）について」、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

相馬課長。

相馬財政課長 それでは、総務文教委員会資料1ページをごらんください。

平成29年度岬町一般会計補正予算（第9次）のうち、総務文教委員会に付託されました予算につきまして、ご説明いたします。

まず、歳入予算からご説明させていただきます。

10地方交付税、1地方交付税、地方交付税といたしまして、1,254万1,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、普通地方交付税の交付決定に伴うものでございます。

松井総務課長 続きまして、14国庫支出金、2国庫補助金、総務管理費補助金といたしまして、38万5,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、社会保障税番号制度システム改修費補助金が確定したことに伴いまして、131万1,000円を増額補正を行うものです。

保井まちづくり戦略室長 続きまして、地方創生推進交付金、92万6,000円の減額補正を行うものです。

内容につきましては、地方創生推進交付金対象額の確定に伴う交付金額の確定によるものでございます。本交付金の充当先といたしましては、地方創生推進交付金事業の旅客船社会実験運航事業費に全額充当するものです。

松井総務課長 続きまして、16財産収入、1財産運用収入、利子及び配当金としまして、93万7,000円を増額補正するものです。

内容としましては、岬町が保有しています、株式会社ジェイコムウエスト株の利益配当金がございましたので、増額補正を行うものです。

澤学校教育課長 17寄附金、1寄附金、小学校費寄附金としまして、10万円を増額補正するものです。

内容としましては、国際ソロプチミスト大阪りんくう様より、小学校に対しまして、図書購入用としていただきました寄附金5万円と深日小学校卒業生の方より深日小学校に対しまして、図書購入用としていただきました寄附金5万円を小学校教材費に充当するものです。

相馬財政課長 続きまして、18繰入金、1基金繰入金、2ページをごらんください。財政調整基金繰入金といたしまして、4,526万7,000円を増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、本補正予算編成に伴い財源調整を行うものでございます。

寺田企画地方創生課長 続きまして、18繰入金、1基金繰入金、岬ゆめ・みらい基金繰入金といたしまして、補正予算額1,170万1,000円を減額補正するものです。

内容につきましては、地方創生推進交付金事業として実施した、旅客船社会実験運航事業ですが、予定より多くの乗船料収入が得られたため、岬ゆめ・みらい基金を活用することなく事業を終えたことに伴い、987万8,000円を減額するものです。

次に、深日港活性化イベント事業、深日港フェスティバル開催に当たり、岬ゆめ・みらい基金を活用して実施しておりますが、当日雨天のため予定しておりました一部のイベントが中止になったことから、182万3,000円を減額するものです。

なお、充当先である深日港活性化イベント事業については、事業委員会の付託

案件となります。

澤学校教育課長 2特別会計繰入金、深日財産区特別会計繰入金としまして、78万1,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、歳出でもご説明させていただきますが、深日小学校備品購入などとして、小学校管理費に18万8,000円及び小学校教材費に59万3,000円をそれぞれ充当するものです。

保井まちづくり戦略室長 続きまして、20諸収入、3雑入、雑入といたしまして、965万5,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、深日港、洲本港航路旅客船社会実験運航の乗船料収入の確定によるものでございます。本乗船料の充当先としましては、地方創生推進交付金事業の旅客船社会実験運航事業費に、898万6,000円のほか、航路担当職員の超過勤務手当に充てるため、一般管理費、人件費に69万9,000円を充当するものでございます。

川端危機管理担当課長 続きまして、21町債、1町債、消防債、消防施設整備事業債としまして、110万円を増額補正するものです。

内容としましては、消防団の車両更新に当たり、消防団に整備される設備が対象となる充当率75%の防災対策事業債を予定しておりましたが、消防団の機能強化を図ることを目的とした、消防車両の更新につきましては、充当率100%の緊急防災減災事業債の対象とされるため、起債の増額補正を行うものです。

相馬財政課長 続きまして、臨時財政対策債といたしまして、2,739万3,000円の減額補正を行うものでございます。

内容としましては、起債借入額の決定に伴う減額調整を行うものでございます。

以上、当委員会付託分、歳入計といたしまして、3,167万2,000円の増額補正を行うものでございます。

廣田人事担当課長 続きまして、歳出です。委員会資料の3ページをごらんください。

今回の委員会資料におきましては、委員会資料3ページの一番左上の区分欄の総務費の上段に括弧書きで記載しておりますとおり、職員給与費分と、それから、委員会資料4ページ下段の2総務費のところにも括弧書きで記載しておりますとおり、職員給与費以外分という2つの構成で作成しております。このことにつきましては、人件費補正の項目が各課の予算費目にまたがり、他の物件費補正と混在しわかりづらいため、人件費とそれ以外のものという区分けにさせていただきました。

それでは、委員会資料3ページから4ページまでの職員給与費分としての人件費補正の全般につきましてご説明させていただきます。

まず、今回の人件費補正の主な増減の要因としましては、大きく分けて3つございます。1つ目は、早期退職者の退職手当の増、2つ目は、町長選挙の無投票による人件費の減、3つ目は、職員の扶養、住居変更、人事異動等による調整でございます。

それでは、委員会資料に基づき個別にご説明させていただきます。委員会資料3ページをご参照ください。

2総務費、1総務管理費、一般管理費人件費（一般職）としまして、4,396万7,000円を増額補正するものです。

内容としましては、早期退職者の退職手当の増額と航路担当職員の人件費の財源更正の2つがございます。

まず、退職手当に関しましては、自己都合による早期退職者3名分の退職手当の追加によるもので、早期退職者の内訳としましては、昨年12月末に退職した一般事務職員1名、この3月末で退職する予定の保健師1名、保育士1名、合計3名分の退職手当で、追加補正の退職手当額としては4,396万7,000円でございます。

次に、退職手当補正とは別に補正額としてはゼロですが、航路担当職員人件費の財源更正もでございます。社会実験運航に係る乗船料の確定により、乗船料のうち69万9,000円をその他特財として、航路担当職員の人件費に充当し、一般財源を減額するものです。

一見すると、退職手当に乗船料を充当しているようには見えますが、そうではなくて、一般管理費人件費で支弁する人件費のうち、航路担当職員の超過勤務手当に充当するものでございます。

同じく総務費の2徴税費、1税務課人件費としまして、14万3,000円を増額補正するものです。

内容としましては、職員の扶養世帯の変更によるもので、内訳としまして、それぞれ職員手当等13万9,000円、共済費4,000円の増額となります。

同じく3戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費人件費としまして、14万1,000円を増額補正するものです。

内容としましては、職員の住居変更によるもので、内容としまして、職員手当等14万1,000円の増額となります。

同じく4選挙費、町長選挙人件費としまして、473万1,000円を減額補正するものです。

内容としましては、昨年の町長選挙が無投票になったため、人件費部分の不用額として、超過勤務手当、従事者手当などを減額するものです。

次に、3民生費、1社会福祉費、社会福祉費人件費としまして、8万3,000を増額補正するものです。

内容としましては、職員の通勤方法の変更によるもので、内容としまして、職員手当等8万3,000円の増額となります。

同じく民生費の2児童福祉費、保育所人件費としまして、12万4,000円を増額補正するものです。

内容としましては、職員の扶養世帯等の変更によるもので、内訳としまして、職員手当等12万4,000円の増額となります。

同じく保育所人件費（一般職任期付職員）としまして、90万7,000円を増額補正するものです。

内容としましては、淡輪保育所配置の正職の保育士1名が12月途中から育児休業となり、任期付職員1名の雇用が急遽必要となったため、それに係る人件費を増額するもので、内訳としまして、給料78万7,000円、共済費12万円の増額となります。

続きまして、委員会資料4ページをご参照ください。

4衛生費、1保健衛生費、保健衛生総務費人件費としまして、2万円を増額補正するものです。

内容としましては、1月1日異動により管理職手当の変更によるもので、内訳としまして、職員手当等2万円の増額となります。

次に、7商工費、1商工費、商工総務費人件費としまして、23万4,000円を増額補正するものです。

内容としましては、通勤方法の変更によるもので、内訳としまして、職員手当等23万4,000円の増額となります。

次に、8土木費、1土木管理費、土木総務費人件費としまして、8万9,000円を増額補正するものです。

内容としましては、1月1日異動による管理職手当の変更、職員の扶養世帯の変更によるもので、内訳としまして、職員手当等8万9,000円の増額となります。職員給与費分としての人件費補正の説明は以上です。

松井総務課長 続きますして、職員給与費以外分です。2総務費、1総務管理費、社会保障・税番号制度導入事業といたしまして、102万6,000円を減額補正するものです。

内容としましては、住民情報システムの改修におきまして、仕様内容の変更により、委託料が減額し、不用額が生じたので減額するものです。

保井まちづくり戦略室長 続きますして、同じく1総務管理費、9地方創生総合戦略事業費、地方創生推進交付事業（旅客船社会実験運航事業費）といたしまして、184万8,000円の減額補正を行うものです。

内訳としまして、委託料が旅客船社会実験運航委託料、360万4,000円の減、旅客船社会実験運航陸上業務委託料、215万9,000円の増、広報用看板等作製委託料、192万7,000円の減、旅客船社会実験業務委託料、319万円の増、合計、18万2,000円の減額、使用料及び賃借料が旅客船社会実験陸上業務施設借上料、193万2,000円の減、旅客船社会実験備品借上料、16万8,000円の増、社会実験予約サイトサーバー使用料、9万8,000円の増で、合計166万6,000円の減額です。

内容といたしましては、深日港ポートターミナル内の部屋の変更による借り上げ面積の減少や網とり要員の待機場所用のレンタルコンテナの数量や単価の減など、陸上業務に必要な発券等の施設借上料の減額が主なものでございます。

なお、充当する財源でございますが、国庫支出金として、地方創生推進交付金、92万6,000円の減額、その他、特財といたしまして、乗船料895万6,000円の増、岬ゆめ・みらい基金繰入金、987万8,000円の減、計92万2,000円を減額しております。

松井総務課長 続きますして、1総務管理費、町長選挙物件費といたしまして、382万6,000円を減額補正するものです。

内容といたしましては、平成29年9月24日執行、岬町長選挙が無投票となったことに伴い不用額を減額するもので、報酬59万7,000円、臨時職員賃金46万5,000円、ポスター掲示場用地借り上げ謝礼1万3,000円、手話通話者派遣謝礼2万円、消耗品費36万3,000円、食糧費6万5,000円、印刷製本費43万3,000円、通信運搬費18万9,000円、選挙機器点検手数料1万7,000円、ポスター掲示場設置撤去業務委託料90万円、公報配布手数料38万9,000円、投票所スロープ設置撤去等業務委託料4万9,000円、空調機借上料3万1,000円、個人演説会施設使用料6万円、投票



所玄関マット使用料9,000円、不在者投票管理経費負担金22万6,000円、それぞれ減額となっております。

川端危機管理担当課長 続きまして、9消防費、1消防費、消防総務費、消防団員退職報償金としまして、68万6,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、平成30年3月末をもって退職される、分団長1名の退職報償金を増額補正するものです。

続きまして、車両購入費、消防団車両購入費としまして、42万3,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、消防団に配備しました可搬式ポンプ積載車の事業費の確定に伴い減額補正を行うものです。

澤学校教育課長 資料6ページをご参照願います。10教育費、2小学校費、小学校管理費としまして、18万8,000円を増額補正を行うものです。

内容としましては、庁用器具費としまして、深日小学校体育館内にあるシューズボックス14万2,000円、シュレッター4万6,000円をそれぞれ購入するものです。体育館シューズボックスは、木製で経年劣化による破損等により、危険な状況になっていたため、安全性を考慮し、一部撤去した状態になっております。新年度までにシューズボックスを設置したく、増額補正をお願いするものです。

また、シュレッターにつきましても、経年劣化により、紙詰まりを頻繁に起こすようになっており、事務処理に支障をきたしている状況であります。年度末を迎え大量に廃棄する書類があり、個人情報を保護する必要もあることから、シュレッターの更新をしたく増額補正をお願いするものです。

なお、財源につきましては、深日財産区特別会計繰入金で充当するものです。

続きまして、小学校教材費としまして69万3,000円を増額補正を行うものです。

内容としましては、深日小学校理科室の黒板及びロッカーの修繕料としまして44万3,000円、深日小学校運動用マットを購入するための教材用備品購入費としまして、15万円、図書購入費としまして10万円をそれぞれ増額補正を行うものです。深日小学校理科室の黒板につきましては、経年劣化によりチョークで文字を書きにくくなっており、黒板のサイズも小さく、児童からも見えにくいとの声も出ております。

また、理科室に備えつけのロッカーはシロアリによる被害で使用できない状況

であることから、新年度までに修繕を実施したく、増額補正をお願いするものです。運動用マットにつきましては、30年以上も使用していることから、すり切れ等の破損カ所が多数見受けられ、体育の授業で使用するに当たり、危険な状況であり、安全性の面からも問題が生じている状況であります。

また、和歌山大学と体力向上事業に取り組んでいるところであり、新年度までに劣化の激しいマットを更新したく増額補正をお願いするものです。

なお、財源につきましては、同じく深日財産区特別会計繰入金を充当するものです。

図書購入費につきましては、深日小学校卒業生の方より、深日小学校に対しまして、図書購入用としていただきました、寄附金5万円は深日小学校へ、国際ソロプチミスト大阪りんくう様よりいただきました、寄附金5万円は多奈川小学校へそれぞれ図書購入費に充当するものです。

以上、当委員会付託分、歳出合計としまして、3,542万1,000円を増額補正するものです。

川端危機管理担当課長 続きます。地方債補正(変更)としまして、起債の目的、消防施設整備事業、補正前限度額450万円を、補正後限度額560万円とするものです。

相馬財政課長 続きます。臨時財政対策債につきましては、3億100万円から2億7,360万7,000円へと地方債限度額の変更を行うものでございます。

また、消防施設整備事業、臨時財政対策債の合計といたしまして、3億550万円から2億7,920万7,000円へと地方債限度額の変更を行うものでございます。

平成29年度岬町一般会計補正予算(第9次)につきましては、以上でございます。

小川委員長 ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。

田島委員。

田島委員 説明だけ確認したい。

歳出の部分で教育費の部分で何点か確認というか、要望だけ申し入れたいと思います。

この予算書だけでは全然見えてこなかったんですけども、事前にこれは担当課から説明資料をいただいた部分ですね。この中で教材ですね、子どもたちが使う教材、これほどまで始末して使わせていたのかと、逆な立場で私はそう思った

んです。

今回、財産区のこの部分であれですけれども、運動用マットなんかぼろぼろに破れているんですな。この破れたところに足を突っ込んだらけがしますわな。繕いもせずこういう資料を添付されているんでね。これはここまで使うべきであったのか、なかったのか、まずその点だけ担当者から説明を求めたいんですが。

小川委員長 澤課長。

澤学校教育課長 確におっしゃるとおり、もう少し早い段階で対応できればよかったんですけども、マット以外にもその他備品購入もいろいろありますので、年次計画的に順番に更新させてもらっておりまして、今回、どうしてもマットがだめになってしまいましたので、緊急で補正予算対応させてもらったものです。

小川委員長 田島委員。

田島委員 備品をこれだけ大切に使うその精神はほんとに尊敬します。担当課としたらすばらしいな。しかし、この理科教室の黒板といい、劣化してこんなのを教材で使っているのは考えられないですね。私らもっと立派なもので教育されていると思っていたんですわ。現場を見に行かない私どもが悪いのか、それとも、現場で携わって教育に指導している先生方がほんとに財政のことを考えて頑張っていたのか、これは三者三とおりにあると思うんですよ。

ということで、これはちょっと私はひどいなと、こういうマットで運動させたり、そしてこういう見にくい黒板、これはもう劣化して後ろのほうとか、座る位置によったら見えないと思うんです。

そういうことで今後、ここまで使わなくていいと思う。まだ、ほかに使わなあかんの処分しているところもあるんですわな。やっぱり教育というのは熱心に、財政のことを考えてしていただいているのはありがたいんですけども、ここまで資料を見せてもらってわかったんですよ。私はやっぱり本来委員会の前に現場へ行かないとあかんのですよ。また、この当初予算の部分でちょっと言いたいこともあるんだけど、澤さん、一つ、今後ここまで使わないでよろしくお願ひしたいと、これは私の要望として申し入れときます。

小川委員長 要望で結構ですか。

田島委員 要望でいいです。

小川委員長 他にございませんか。

田代町長。

田代町長 担当にちょっと確認をしたいんです。すみません。説明せいで。現地全部回っ

てるやろう。回ってて、問題のあるところはきちんとやっているわけでしょう。  
それを説明せい。

小川委員長 笠間教育長。

笠間教育長 今、ご質問いただいた件ですけれども、確かに現場へということで、年に何回も当初予算を組むまでに、いろんな状況で見回っております。

しかしながら、私は前にも本会議場でもお願いしましたように、緊急かつ危険な場所、これがやっぱりどうしても出てくるわけです。それを優先してしまう。そして、年間の備品購入費の中では、なかなか全部対応できていない、それは財産区にもお世話になり、各学校ともいろいろと対処はいたしておりますけれども、また、町長のほうも現場へ行ってどこがあかんかと。まだ町長の目に届いたところで予算がつくこともございます。

今回は、非常に申しわけないですけれども、緊急にこうなったわけですけれども、私も現実に二年ほど前から確かにそのマットについても思っておりました。ただ、知っていただいておりますように、エアコンの整備や耐震やらということで、学校の大きなところは先にせなあかんと、命にかかわるところからやらなあかんということで、確かに遅れたことは事実でございます。

今後、また現地を確認することによって、できるだけ早く対応するということができたいと思います。よろしく申し上げます。

小川委員長 教育長、田島委員は、別にこの予算に対して云々というんじゃないし、子どもに危険が、道具というか、そういうのがあるんだから、今後、そういうことのないようにという要望であって、今の答弁を聞いていたら私の誤解かもわからんけれども、田島委員が何かこの予算に反対しているように今聞こえたので、そういうことじゃないということで、今後、澤課長、教育長、要望にお応えできるように、田島委員からは要望ですので、もう答弁結構です。

ほかにもございませんか。

出口委員。

出口委員 2点、お聞きします。

1 ページの財産収入の件で、利子及び配当金ということで説明があったように、ジェイコムウエストの利益及び配当金と利子ということなんですけれども、これはどれだけの株数を持ってて、この内訳をお聞きしたいのと、ほかにまだジェイコム以外にも財産運営をされているのかどうか、その1点をお聞きしたいと思います。

もう1点は、3ページの一般管理費人件費ですか、その中で早期退職者が3名という形で内訳も聞かせてもらいました。特に資格者である保健師、保育士が2名早期退職されるということで、特に今この保育士、保健師というのは、なかなか非常に雇用が不足しておりますので、その辺の対応はどういうようになっているのか、その2点をお聞きしたいと思います。

小川委員長 松井課長。

松井総務課長 株式会社ジェイコムウエスト利益配当金の件ですけれども、株数は118株保有しております。平成29年度におきまして、1株7,941円の配当がございまして、合計93万7,038円の配当があったということです。

そのほかに資産運用をしているかどうかということですが、これ以外の株を保有しているものはございません。

廣田人事担当課長 先ほどのご質問の件ですけれども、専門職の早期退職者、保育士と保健師なんですけど、一応、今回、今年度の新規採用の選考におきまして、保健師に関しましては1名採用ということが確定しております。

それから、保育士に関しましては、もともと保育士は定年退職を迎える方が2名おりまして、そこに早期退職者が1名加わりました。合計保育士としては3名退職という形にはなるんですけれども、これも同じく職員採用試験のほうで3名採用ということで決定しております。

小川委員長 出口委員。

出口委員 よく理解できました。その中でちょっと松井課長、このジェイコムウエストを非常に配当金、利子が大きいですね。ありがたいことなんですけれども、これは1株は幾らされるのかな。1株当たりの単価。

松井総務課長 今回の配当について、当初取得した株については1株5万円で取得しております。

小川委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致でございます。

よって、議案第4号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第8号「平成29年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）について」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

松井総務課長 委員会資料の7ページをごらんください。平成29年度、岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）の件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入です。4繰入金、1基金繰入金、深日地区財産区基金繰入金としまして78万1,000円の増額補正をするものです。

内容としましては、歳出の繰出金に充当するための基金繰入金です。

次に、歳出です。2諸支出金、2繰出金、繰出金としまして78万1,000円の増額補正を行うものです。

内容としまして、深日小学校の理科室の黒板等の修繕及びシューズボックス、運動マット等の備品購入に係る経費を一般会計に繰り出しするものです。

以上、当委員会付託分としまして、歳入歳出ともに計78万1,000円です。

小川委員長 ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第8号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致です。

よって、議案第8号は、本委員会において可決されました。

議案第9号「平成30年度岬町一般会計予算について」、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。

それでは、歳入のほうから審査に入ります。

本委員会資料8ページから14ページをごらんください。

質疑はございませんか。

反保委員。

反保委員 1点お聞きします。

12ページの款17寄附金でゆめ・みらい基金5億円、非常に大きな数字が出ていますけれども、この岬町の寄附金ゆめ・みらいの寄附金は、大阪府内でもかなりの高額の町だと思っているんですけれども、全体から見てどんなものなんでしょう。大阪府内では。

小川委員長 寺田課長。

寺田企画地方創生課長 委員のご質問にお答えさせていただきます。

総務省から各市町の寄附金がどれだけあるのかというデータは公表されておられません。ただ、我々、いろいろな自治体とかかわる中で、情報を交換しますので、府内でも岬町は上位のほうに位置されているところでございます。

小川委員長 反保委員。

反保委員 上位の順位とかはわかりませんね。それを聞きたい。

寺田企画地方創生課長 まず、我々情報を耳にするのはやはり泉佐野市が全国でも突出していると、あと私の情報の範囲では、平成29年度決算見込みであれば、大阪府下では4位ぐらいかなというところでございます。

小川委員長 よろしいですか。

反保委員 はい。

小川委員長 他にございませんか。

田島委員

田島委員 歳入の部分で8ページです。固定資産税の部分についてお聞きしたいと思います。この部分で家屋という説明の部分で、これは課税されているんですけれども、まず家屋というのはどういうものか、私は素人ですので家屋というのはどういうものであるのかという説明と家屋としての構成要件、家屋であるという説明。そ

して、この課税には何年たっても課税されるのか、課税年度というのが限定されていますよね。そして、常に人が居住していなくても家屋として課税されるのか。この3点ちょっと説明を担当のほうからお願いしたいんですけども。

小川委員長 阪本課長。

阪本税務課長 まず、家屋といいますのは、登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記されている方を対象として課税するものでございまして、その課税はいつまでかということでございますけれども、建築の材質等にもよるんですけども、木造家屋とか、鉄筋コンクリート造等によりまして、減価の年数が異なってまいります。何年までというのは個々の事情によりまして変わってくるところがあるのかなというふうに考えてございます。居住につきましては、基本的には住宅の場合ですと、当然居住している場合ということになるんですけども、家屋全般といいますと、工場等も含まれてまいりますので、家屋という定義の中では住宅、工場等も含めての建物を指すということでご理解ください。

小川委員長 居住していなかったら、課税があるのかないかという質問をしているんですよ。

阪本税務課長 失礼しました。居住されてなくても、課税はされるということでございます。

小川委員長 四至本部長。

四至本財政改革部長 補足させていただきたいと思います。

家屋の定義ですけども、家屋の定義としましては、屋根があつて、三方を壁で囲まれているものを家屋というように定義いたします。基本的に償却資産等の構造物に関しては、それから除かれますけれども、そういう形の定義だという形で簡単ですけども、理解いただきたいと思います。

小川委員長 理解できましたか。

田島委員 できひん。

小川委員長 屋根が三方。はい、四至本部長。

四至本財政改革部長 屋根がありまして、壁が三方で囲まれているものを家屋という。

小川委員長 極端な話、1個はがらんでもいいわけ。

四至本財政改革部長 カーポートとかいうのは家屋ではありません。

小川委員長 わかりました。

田島委員。

田島委員 おっしゃることは、雨露凌げるものを家屋やな。しかしね、定義で木造である



とか、鉄筋、それはわかるよ私でもね。

ただ、年数、何年たっても家屋というのか、ぶっちゃけ傾いているもの。屋根が穴あいているもの。それを家屋と認定されるのか、それとも、人が住んでいた場合は家屋と。事情があって月のうち半分はよそへ行っていると半分だけ帰ってきて居住すると。住所地としての定義であるのか、住居地としての定義であるのか、これは課税とはまた別ですわな。住民登録する場合ね。この場合について担当課は何を根拠に物差しがあつたら求めたかったわけですか。私ら物差しがないから、税の課税する方は物差しがあつてやっている。根拠があつてやらんとだめですわね。根拠なしに課税していたらこれは大変なことになるので、税の不公平の徴収になりますので、それで物差しを私は今問うてたわけですね。あつたら教えてほしいんですけど、なかったらないで結構ですよ。主観的な考えで、司法の話では、検事は起訴便宜主義ですな、裁判官は裁量主義ですわな。資料に基づいて、課税するのも法的根拠があるから課税するのであつて、私ども素人にわからん判断できないものをお持ちと思うんですわ。税法で。ですから、その物差しを今問うているわけです。全然窓口で要らんこと言ったけど、年数とか、居住とか言ったけど、本来課税するに当たって何を根拠に課税しているのかということ。

小川委員長 四至本部長。

四至本財政改革部長 先ほどにもう一つつけ加えますと、土地に定着しておりまして、基礎ができておるといふ形プラス先ほど申し上げましたように家屋の場合、屋根があること、三方に壁がある場合を家屋と。屋根に穴があいておろうが、あれば家屋という形で評価されるという形で現在、固定資産税は行われております。

小川委員長 田島委員

田島委員 言っていることはわかっています。十分わかっています。四至本部長ね。

これ以上議論しても仕方ない話ですけれども、ただ、何で私がこれを聞くかと言ったら、空き家対策のことを最後に聞いたかったわけですね。はっきり言って突いたら倒れる家でも建っていたら課税率が全然違いますわな、更地にするのと。

ですから、現状、更地にしたら税が何倍も上がりますわね。これを今はもう全国的に問題になっているので、当町の場合は更地にした場合、既存の課税法でやられるのか、それとも、今後、そういうことのないように、危険な空き家をなくすために課税の見直しをされる考えを持っているのか、これは町長が出ないとわからんと思うけど、担当課としてはそれぐらいの作業をして、やっぱり町長にこれからの時代こういう方法でやらなあきませんでとか、そういう付度まではいか

ないけれども、そういう町のためにアドバイスの起案を起こすというようなことを考えていますか。考えてないですか。その点をお聞きしたいんですわ。

小川委員長 阪本課長がお答えになりますか。

阪本税務課長 田島委員がおっしゃるように、建物を取り壊したらどうなるんかということでございますけれども、当然、今土地の上に家が建っているということでございましたら、当然、土地に係る税が住宅軽減という形で減額されていることになっておりますけれども、それが当然家屋を取り壊すことによりまして、家屋の部分の固定資産税はなくなるんですけれども、更地になった部分の控除がなくなってくるので、税金が若干上がってくるということにもなっております。

空き家のというお話もございますけれども、全国的にこういった空き家、税務課としても課税対策についても苦慮しているところではございますけれども、何らかの全国的な措置が望まれるかなとは考えてございます。

小川委員長 町長の答弁はよろしいですか。お聞きしますか。

要は、危険家屋をとっばらって宅地だけにした場合税金が上ると、その税金を今後見直す気があるかという質問ですよ。

田島委員 もう一回担当に聞きます。

そういう説明をいただいたんですけれども、現状のままずっと未来永劫いくわけにはいかないと思いますね。

ですから、やっぱりこれから私の家もほんとに突いたらつぶれるような家で処分に困っているわけですね。解体費用のほうが高くついて土地の値段がしないという現状で、しかし、これ更地にするわけにいかんのですね。やっぱり税の対策を考えたら。

ということで、何度もしつこく言うけど、担当課としたらやはりこれからの時代、こういう時代のニーズにあったこういう課税の仕方も大事ですよって、やっぱり決定権者町長ですからね。そういう提案をやる気があるのかなのか、いや、それともこのままいきたいというのであるのか、いや、やっぱり他の市町村にイニシアティブをとって岬町がやるんだというような考えの職員がおられるかということをお聞きしているわけで、別にそういう提案したからと言って冷や飯食うことはないと思います。そんな心狭い町長じゃないんです。やっぱり町のために考えを持っている者でしたら、町長も耳を傾けてくれると思うんですけれども、その提案を今後、今すぐとは言ってませんよ。今後する考えがおありかということをお聞きしているんです。再度担当課の考え方をちょっとお聞きしたい。

小川委員長 四至本部長。

四至本財政改革部長 逆に、今国のほうの考え方とすれば、空き家については軽減を外す方向になるのかなというように考えています。ただいまのところ、がっちりしたものは出てきておりませんのでわかりませんが、当然、そもそもの住宅軽減といいますのは、住んでいる住宅に対してある一定の面積を軽減していくという考えですので、空き家に対しては逆にその部分を逆に軽減しないことによって、建て替えを進める方向で進んでいるのではないかなと考えています。その辺の状況を見て、本町のほうも判断していきたいと考えております。

小川委員長 田島委員

田島委員 わかりました。先ほど説明のとおり、やっぱり国の方針も見きわめながら一つ町として、一番得策な方法を、いろいろ国の情報をともかく先取りして、一ついい方向になるよう起案を起こして町長に提案していただきたいとかように思いますので、そのときは町長も聞く耳を持って、一つ住民の税のためによろしくお願ひしたいなど。要らんことを言って申しわけないです。町長、答弁は次回で結構です。

もう1点だけ、たばこ税のことについて、お聞きしたいんですけれども、これは私は関係ないことなんですけれども、岬町では7,700万円ほどいただいていると、大きい税ですなたばこ税というのは。これはたばこを吸っていない方には何にもないんですけれども、吸っている方はかなり納税しているわけですよ。納税者の権利としてこのまま社会非難から封殺していいのかなと、ふと思ったんです。

みんな、たばこは害があると、そして、分煙や外でも吸うなというような条例も東京都なんかはこしらえています。しかし、ある半面、そういう条例もこしらえて非難ごうごうやのに、税金はいただけてますわな。岬町もそのとおり庁舎内、敷地内、禁煙と、要は規制をかけているんですけれども、私は何もたばこを吸う方の味方と違いますよ。やっぱり喫煙権、そういうものもあるんですけれども、まず1点だけ確認したいのは、この税というのは色のついた財政として運用しているのか、井勘定で入った税というのは執行しているのか。例えば、道路税なんか、特定財源でやっていますわな。この揮発油税とか、それから、たばこ税の場合は7,700万円ごぼっと入ったら、ごそっともう公共のためにみんなのために使っているのか。いや、そうと違うと、こういう方法で執行しているだというのがあれば教えてほしいんです。この2点。

小川委員長 阪本課長。

阪本税務課長 委員のご質問の内容ですけれども、たばこ税につきましては一般財源として当町では活用させていただいているところでございます。

ちなみに、このたばこ税のことに触れていただきましたので、去年は8, 168万円ほどの予算計上しておるんですけれども、今年は456万円減の7, 712万1, 000円ということになってございます。全国的にも禁煙者が増えている傾向かなというふうに思われるんですけれども、近年、たばこが増税されたりしておりまして、そういった関係で当町のほうもかろうじて7, 700万円というような見込みですけれども、予算化できるような状況ではございます。

当然、一時は、8, 000万円後半ぐらいまでいってました。こういった形では先細りにはなってきたはおるんですけれども、近年の健康ブームとか、禁煙ブームとかがございますので、私としては大変複雑な心境ではございますけれども、たばこ税は貴重な一般財源として活用させていただいています。

小川委員長 田島委員。

田島委員 こういう税は入れば、財政としてはありがたいですね。しかし、こういう目的の税金があるんですな。ゴルフ場の利用税交付金とか、そんなのがいろいろありますわな。

ということは、ゴルフ場の利用者、スポーツ関係に使うとか、こういうたばこ税が入ってきたら一般会計で流用するのはいいんですけれども、やはり税金の元というのは、喫煙される方の税金ですから、やっぱり還元してあげるほうが私は気持ちがいいと思うんです。なぜかという、たばこを吸うから癌になるとは、まだはっきり特定されていませんよ。

しかし、検診を受けるためのいろんなそういう税の運用に使うとか、そして、喫煙する場所の分煙場所を確保するのに使うとか、やっぱり税というのはその方たちからのおかげで税が入っているんですから、何もかも吸収してあとは吸うたらあかん、よそで吸ってそんなことじゃなしに、その方の健康のためにやっぱり健診に一部流用するとか、そして、喫煙される方がおいしく喫煙できるような場所を確保してあげるとか、そういう配慮も必要と思うんですけれども、担当課としたら、いや、そんなことは必要ない、一般会計等に流用するんだという考えであるのか。この考えをちょっとお聞きしたいんです。答弁しにくいけども。

小川委員長 阪本課長。

阪本税務課長 私がお答えしていいのかどうかというところもあるんですけれども、一般

財源という中で、その枠組みの中で、例えば分煙コーナーとか、保健センターの健診とか等にも、それは色がついてはございません。一般会計でございますので、その中で活用させてはいただいているということで、ご理解いただければなと思います。お酒もそういえば、そうじゃないかなという気が、私が今思ったりしているんですけども、酒税も同じくそういう形になってございますし、何らかの形で活用はさせていただいているのかなと思っています。

ただ、色はついてございませんので、委員のおっしゃるようにこれというふうな特定財源的な利用はさせていただいておりませんので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

小川委員長 田島委員。

田島委員 わかりました。色はついてなくてもそういう思い、考えで税の使い方を一つ担当課としたら、振り分けの方法を考えてあげてください。全然考えの運用をするのじゃなしに、やはりたばこ税というのは、7,700万円入っているんだと。この部分の何割かそういう喫煙者が納税してくれているので、その分については、健康のために還元するんだとか、そういう喫煙場所を一応わずかでも設置するんだと。そういう考えのもとに税の執行を一つお願いしたいと思います。これも委員長、要望しておきます。余りしつこく言うと怒られますので。

小川委員長 わかりました。

他にございませんか。

出口委員。

出口委員 もう毎年、私が質問するのは滞納繰越分でございます。8ページの町民税が繰り越し分で858万2,000円と法人では、26万7,000円、固定資産税では、158万5,000円ですか。それと軽自動車では86万3,000円。一応、トータルでどれだけの合計金額があって、この算出方法はどういう形で算出されたのかと同時に比率的にはどんなものか、その点をお聞きしたいのと、例えて言いますと、軽自動車税では、86万3,000円という形で回収見込みということなんですけれども、これは多分、1台の車でも10年前からナンバーがついてあって、それをずっと10年間課税するとなった場合、年間4,000円の税金が課税されますと4万円という形になってきますが、その辺で実際に、本当に、これだけの回収予定をしているんですけれども、きちんと回収できるものであるのかどうか。それと同時に滞納者がある場所のある方に聞かせてもらったら、「おい、出口、ここへ滞納繰越金を請求に行っても本人がおらない、また、

行方不明だ」という方もおられる中で、どのような回収方法をとるのかなということも一度お聞きしておきたいと思います。

小川委員長 阪本課長。

阪本税務課長 徴税の滞納総額でございますけれども、1月末現在で滞納の額につきましては、調定額は1億2,200万円あるんですけれども、その中で分納及び差し押さえ等で着手している状況がほぼほぼ75.2%、7,782万円。

小川委員長 阪本課長、もう少し大き目の声で。

阪本税務課長 失礼しました。滞納につきましては、1月末現在の未納の額1億300万円に対しまして、差し押さえ等の処分に基づいての処分が7,782万円出ております。おおむね79%ほどの着手率となっておりまして、執行停止処分等を差し引きますと、2,000万円等の滞納残と未着手が2,000万円弱となっております。

それから、もう1点、軽自動車の滞納の件でございます。毎年、ご指摘いただいておりますので、私どもも課税が終わりまして必ず夏ごろから転出者、死亡者、定置場の移動等がある方等につきましても案内周知等はさせていただきます、名義変更や廃車等の手続を促しているところではございます。

ただ、おっしゃるように、何年も連絡がとれないところもございまして、これにつきましては、今年度も徴収担当と課税担当と同時に現場に出向かせて、調査するなりしまして、できる限り廃車を進める、もしくは名義変更を促すというようなことを行ってまいります。

ただ、何件かはまだ連絡がとれないところがございまして、鋭意これからもその解消に努めてまいりたいと考えてございます。

小川委員長 出口委員からのもう1点、滞納に対しての今後の対策という回答は、徴収に対しての。

阪本税務課長 徴収全般につきましては、税務課としましては、年間計画、4月、5月につきましては、現年度の追い込みの徴収、それから、督促、催告はもとより、金額を絞った上での12月末に臨戸訪問を実施しております。

また、12月には年末前に臨戸等をしまして、現年度等を中心に徴収を進めております。先月から今月につきましても、滞納を中心に訪問を強化しております。3月までに滞納の徴収率を上げていきたいと考えてございます。

小川委員長 出口委員。

出口委員 阪本課長の説明は十分理解できます。その中でもう1点だけ聞きたいのは、当

然、普通自動車は府のほうの税金ですけれども、軽自動車、単車等々これは地方税になってきますので、その中で多分帳簿を見れば先ほど私が言うように、10年間たっている滞納がまだ残っているという形の中で、大体軽自動車は2年で、新車の場合は3年で検査の期日がまいります。普通のときは大体2年ですね。2年の際に車検を受けるときに必ず納税証明が必要なんですね。その納税証明が発行されないということは、当然、車検が受けられないということですので、その部分に関して2回。仮に4年たって滞納があった、納税証明をとりこないといい場合は、ある程度かえって町のほうではその分も判断されて、10年間も滞納金額で置いておくと、より以上に滞納金額が増えてまいりますと同時に、回収見込みがゼロだと思しますので、その辺を今後どうされるのかと、同時に私は一つお礼を言いたいことは、特に軽自動車では、私はよく町内を車で回りますと、古い車がナンバーついたまま10年ほっていました。そういう中で担当課の課長にも何回もお話をして、なんとかせいで、それによって滞納金が減るやないかということも話させてもらったんだけど、一向に4カ月ほどかかったかな。

ところが、今回阪本課長にその話をしますと、約2週間でちゃんと処理をしてくれました。私も現場に行って確認したら、ナンバーも外してあって、なかなかこういう真面目な担当課長は初めて見ましたので、今後とも阪本課長に期待をしたいと思しますので、今後も一つ頑張って滞納処理をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

小川委員長 答弁はよろしいですか。

出口委員 結構です。

小川委員長 他にございませんか。

田島委員。

田島委員 町債の部分で確認してよろしいですか。

14ページの一番最後のほうで、目1総務債、説明の部分で防災行政無線整備事業、これは町債、2億8,730万円、この部分について内容等を一度確認したいんですけども、どのような事業で既存の施設に整備されるのか、また、新しい施設を設置してこういう整備をされるか、まずこれの説明をお願いしたいと思います。

小川委員長 川端課長。

川端危機管理担当課長 防災行政無線に係る事業債についてのご説明をさせていただきます。平成30年度から3カ年におきまして実施をする防災行政無線再整備事業は

防災行政無線をアナログからデジタルへの切りかえを行うというのが主な事業となっており、平成30年度に係る事業費が2億8,735万1,000円、これに対する起債の名称は緊急防災事業債です。充当率100%の事業債になっておりまして、総事業費の10万円を切った額が今回予算計上させていただいている起債の総額となります。

防災行政無線再整備事業につきましては、何度かご説明する機会もございましたが、庁舎の耐震性に不安があることから、現在、役場2階に設置しております防災行政無線の無線操作卓を別棟にあります水道庁舎1階へ。これは災害対策本部になりますが、そこにアナログ無線からデジタル無線への更新と合わせて移設を行うものです。それとあわせまして、発信する装置である、アンテナ設備を庁舎南側にあります坊の山に設置し、町内の拡声子局へ無線を送信するという事業を平成30年度から3カ年において実施する予定としております。

小川委員長 田島委員。

田島委員 川端課長もこれに関しては一生懸命やってくれているのは、私も陰から見てますので、まだこれ以上もっと頑張っていたきたいなど。こういう考えを持って質問させてもらったんですけども、私の言いたいのは、従前からこの庁舎の耐震問題について、ぼちぼち庁舎の建て替え時期がきているのではないかとということで、やはり建て替えを踏まえていろんな事業をしていかないと。ただいまの説明でしたら、アンテナは坊の山と、機器類については、2階から隣接の水道庁舎へということを整備したら、今度、庁舎を新設なり、そういう耐震整備をするに当たって2度手間な作業にならないのかなということ素人ながら考えているわけですね。どうしてもこのアナログからデジタルにせざるを得ないというのは、以前からの説明で十分周知しております。

しかしながら、時期的に庁舎整備とこの防災行政無線の整備事業と重なってやむを得ずとりあえず設置して、また庁舎整備にアンテナとか、いろんな機器類をまた新庁舎に移転せんのかなという考えがあるので、その点について、デメリット部分についてあればお答えしてほしいんですけども、川端課長。

小川委員長 川端課長。

川端危機管理担当課長 田島委員のご質問のとおり、タイミング的には防災行政無線のアナログの使用期限が平成34年11月30日までとなっております、それまでに庁舎の建て替えの方針等が決まり、そこに新設更新するというのが一番望ましいところではあるのですが、そもそも現状のアナログ防災行政無線につきまして



は、耐用年数が相当きておりまして、庁舎の建て替えを待っておれないというのが現状であります。

小川委員長 田島委員。

田島委員 困った話で、やはり庁舎の耐震化を早く進めないかん、そして、防災無線のアナログをデジタルに進めないかん、どっちも早くせないかんというもとでやっぱりメリットが発生せんとかデメリットばかりになってしまうので、やっと今年から私も一般質問するなり、いろいろ質問して庁舎の耐震化問題で建て替えの作業部会が発足になったとお聞きして喜んでるんですけども、こういう事業が以前からあるというのがわかってながら、庁舎整備のそういう部会の立ち上げが遅かったのと違うのかなという私の一つの悲観的な考えですけども。どうですか、このデメリットの部分については、なんとかクリアする方法を考えてもだめですか。担当課に聞いてもちょっと無理なお話ですけども。

小川委員長 町長お願いします。

田代町長 このことについては、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。以前から庁舎の建て替えについては財政的に非常に難しい。国の補助が全くゼロでありますので、いろいろとお国のほうにもご相談をしながら、また府とも相談しながらやったんですけども、やはり町単独事業ということになれば、20億円から30億円のお金が必要になってくる。現在、公営住宅の建て替えが終わりつつある中でそれ相当の起債も受けております。道路整備もやっております。そんな関係上でいけば、今までの起債を少しずつながら減額しながら減らしてきた中で、なんとか財政改革、そういった地についたしっかりといけば財政運営をやっていこうということを進めるために行革を進めてまいりました。その中で到底、庁舎の建て替えまで検討する財源が非常に厳しいことは、議会の皆さんに当初からご説明させていただいております。その中で一応、検討委員会をしっかりとやっていこうということで、内部的に庁舎検討委員会も設置して、そういった課題、いろんな問題を現在やっておりますけれども、まず今町民が不便になっているのは、やはり町民の文化的活動を行うための文化ホールがない、図書館もないといういろんな要望があるわけなんですけれども、どちらを先にやるかということになれば、もちろん一番大事な庁舎を先にやるのが当然だろうとは思いますが、そういった2つの大きな課題を抱えておる中で、やはり財源の確保をしっかりとすることが先決であって、そして、見通しを立てるといのが健全運営ではないかなとこのように思う中で、まずとりあえず、いつどんな災害が起きて

も、非常事態が起きても、まず坊の山に無線機を設置しておくことによって住民への情報提供がしっかりできるということで、坊の山に無線基地を設置する。そうしておくことが一番住民の生命と財産を守るためにも情報提供ができるということで進めさせていただいたということは、各議員もご承知だろうと私は思っております。

その中でメリットとデメリットと言えば、恐らくこれは二重になるのかということになると、恐らく新しい庁舎を建てても、現基地はそのまま使えるわけですから、なんら私はこれが坊の山に建てたからデメリットが出てくるということは一切考えておりません。坊の山の基地はそのまま置いて、本庁との連携はとれるようにそこを一つの拠点にしてやっていきたいとこのように思っております。庁舎建て替えについては、財源の見通し、また、健全な財政運営、そういったものをしっかりと見きわめた上で進めてまいりたい、絶対やらないのではなく、絶対やらなければいけないということは十分わかっておりますので、その辺のご理解をしていただきたいとこのように思います。

小川委員長 田島委員。

田島委員 財政問題のことを言われたら、こっちも耳が痛いんですけれども、文化ホールも大事、しかし、一番住民を守るそういう強固な庁舎というのは、やはり必要不可欠ですから、熊本大震災もそうですね。国のほうはやはりそういう住民の避難とか、救助要請とか、いろんなことを鑑みたら、結局熊本県内の市の庁舎が崩壊してしまって、住民に対する指揮ができないということで、国もやはり見直さないといかんなど、やっぱり強固な防災拠点をつくって、それが優先やということで国も考えを変えているわけですね。

ということで、何も庁舎を建て替えたらずえいたくでもない、住民の生命、財産を守るために強固なそういう庁舎づくりというのは、これは優先順位からいったら1番ですよ。文化ホールも大事です。

しかしながら、優先順位は一番、第一に考えないかん、財政のことも考えながらやはり優先順位は何やと言ったら、やっぱりまずこの建物を変えるべきものにせないかん。どうしても財政がなかったら既存のそういう耐震化が終えている施設も探せばあると思いますので、そういう施設を使うのも一つの方法と思うんです。建て替えしなくてもね。既存の耐震化が終わったような教育施設もあれば、いろんな施設があると思うんです。ですから、何も建て替えなければいかんという話じゃないんです。何がこの耐震をクリアできる施設が必要かということをも

ず考えていただいて、でないといつ来るかわからんですね。20年後、30年後、明日来るかもわからん、これは誰も予知できませんわね。

ということで、いろんな行政的な義務的な事業も大事ですけれども、まず優先順位は第一だということを考えて一つお願いしたいなと。町長に言うのと頭の痛い話ですけれども、大きな財政が動くんですから、しかし、今回町債の部分についても、この防災行政無線のこの部分については、この事業をするに当たってメリット、デメリットを考えたらやっぱり早急にやっておくべきでなかったのかなと私は考えていますので、一ついろんな検討課題があると思いますので、一つ強固な庁舎を確保するために考えてください。これも要望にしておきます。

小川委員長 田代町長。

田代町長 私の説明が少しまずかったのかなと思う。2つの庁舎建て替えと文化ホール、図書館とかそういった課題を抱える中で、優先順位は庁舎を建て替えることが優先だろうというようにご説明させていただいたつもりなんですけれども、私の説明がまずかったのかなと思っています。優先順位はあくまで私の考えるところは庁舎建て替え、これは優先順位だろう、一番だろうと思っていますので、その辺は誤解のないように理解をしていただきたいとこのように思います。

いわば財源の見通しがしっかりと立てば、やはり一日でも早いことこの計画をやっていくということについては変わりはありません。

小川委員長 田島委員、要望でよろしいですか。

田島委員 要望で結構です。

小川委員長 他にございませんか。

出口委員。

出口委員 12ページで質問をお願いします。

町有地貸付収入が101万4,000円と土地貸付収入が3,531万円、町有地売払収入が1,058万円という形で3点の詳細をお願いしたいのと、この土地貸付収入というのは、町有地以外でもあるのかどうか、それと同時に所有地以外でどういうところにどういう形で貸付収入が入ったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

小川委員長 松井課長。

松井総務課長 12ページ上段の町有地貸付収入101万4,000円の分ですけれども、こちらにつきましては、普通財産の貸付収入となっていて、町有地となっております。主に車庫等で利用していただいているのが6件と宅地として利用して

いただいているのが3件の合計でこの金額となっております。

続いて、町有地売払収入の1,058万円の分ですけれども、こちらについては、平成29年度一般競争入札で実施しています売払収入が申し込みがなかったことによってまだ売却がされていない状況です。平成30年度に引き続き売却ができるよう努力していきたいと思っております。内訳としては3筆ございまして、多奈川地区に2件と深日地区に1件、普通財産を売り払いしていきたいと考えております。

小川委員長 出口委員。

出口委員 ありがとうございます。その中で町有地貸付収入を一応101万4,000円見込んでいるということなんですけれども、そのほかにまだ町有地で遊休地の有効利用できる場所がまだ多々あるのではないかとこのように考えますけれどもその辺はどうですか。

小川委員長 松井課長。

松井総務課長 町有地には行政財産と普通財産とございまして、普通財産について宅地等で利用できる平地ですね。そういった部分は限られてまして、あとは緑地で管理しているところで、毎年草刈りをやっているような状況の普通財産しかなく、今回、宅地として利用できるような部分が3件あったということで、売り払いを進めていきたいと考えております。

小川委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 田島委員の防災行政無線のところを確認させていただきたいんですけれども、デジタル機器を本庁から水道庁舎に移動するというのは、水道庁舎に新たにデジタルの分を入れるということで間違いなかったですか。

小川委員長 川端課長。

川端危機管理担当課長 委員、おっしゃるとおり、水道庁舎1階の災害対策本部室の中に、デジタル無線機器を設置する無線室を整備します。

小川委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 そしたら、3カ年で予定しているということでしたが、デジタルに切りかわるのは、最終年度、平成32年ということで予定しているということで間違いはないでしょうか。

小川委員長 川端課長。

川端危機管理担当課長 事業は、平成30年度から3カ年で実施するものですが、平成30年度末時点完成後には、一部アナログ派とデジタル派の併用期間が、後2年間

存在します。次年度以降は、デジタル拡声子局が整備できた年度からデジタルの無線を発信すると考えております。

竹原副委員長 了解いたしました。

小川委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 これで一般会計歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管内内訳表をあわせてごらんください。

まず、議会費について、予算書50ページ、51ページをごらんください。

質疑はございませんか。

竹原副委員長。

竹原副委員長 1点お願いします。

節でいうと委託料、議会事務局インターネット環境整備委託料ということで、まずどういった事業なのかをお願いします。

小川委員長 鈴木課長。

鈴木議会事務局議会総務課長 竹原委員のご質問にお答えしたいと思います。

3階フロアにおいて、Wi-Fi環境を整備します。それによって議場及び委員会室でインターネットが使えるようにと考えております。

小川委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 使用ができるのは3階だけですか。

鈴木議会事務局議会総務課長 そのとおりです。

小川委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 これはパスワードとかは必要になるんですか。この使える人というのは、議員だけということに限定されるのか、お客さんなり、傍聴の方なりも使えるのか。それだけお願いします。

小川委員長 岸本局長。

岸本議会事務局長 その質問に対して、フリーWi-Fiではございませんので、パスワードを設定するというごさいます。今考えているのは、議員及び理事者側のほうにパスワードを配付して3階だけで使えるというように考えております。

竹原副委員長 はい。わかりました。

小川委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで議会費についての質疑を終わります。

続いて、総務費に入ります。予算書52ページから75ページをごらんください。

ただし、60ページ、61ページ、目6交通安全対策事業費、68ページから71ページの3戸籍住民基本台帳は、その他の所管ですので、のぞきます。

質疑はございませんか。

坂原委員。

坂原委員 何点かお願いします。

予算書55ページ、11需用費、財政課消耗品費として予算があがってます。これは前年度と比較するとちょっと倍以上に上がっているのかなと思いますので、その増額の理由をお聞きしたいと思います。

それから57ページ、14使用料及び賃借料で防災行政無線専用回線使用料ですね。これも前年度からすると、かなり増額しているように見受けられるので、そこのところ、この理由をお聞きしたいと思います。

それからもう1つ、59ページ、節13委託料で、この委託料として全体に、これも前年度からすると、かなり増額になっていると思うんですが、その増額の項目、理由、内容をお聞きしたいと思います。この3点をまずお願いします。

小川委員長 3件の増額理由をお願いします。相馬課長。

相馬財政課長 まず59ページの需用費の消耗品費の財政課分ということでご質問いただきました。今年度につきましては消耗品費が109万4,000円、一方、前年度につきましては42万8,000円ということで、前年度比66万6,000円増額となっております。財政課の消耗品の内容といたしましてはコピー代とか書籍代とか追録代といったものでございます。

実質的に、財政課の消耗品は20万円か30万円ですけども、ただ一番大きなところをご説明させていただきますと、予算編成を行う際に、例えば11ページを見ていただいたらおわかりのとおり、合計を100万円単位で丸めてございます。平成30年度については94億5,000万円、前年度については91億600万ということで、最後100万円どめといった形で予算編成上丸めてございまして、その端数については財政課の消耗品で調整させていただいているものでございます。実質的にはそこにつきましては予備的な調整ということでご理解

いただければと思います。

小川委員長 川端課長。

川端危機管理担当課長 委員ご質問の防災行政無線の専用回線使用料の増額の要因についてご説明させていただきます。

この防災行政無線の専用回線使用料につきましては、大きく分類させていただきますと3つの専用回線の使用料となっております。

1つ目が火災発生時などに消防団を招集するときに泉佐野市にある泉州南広域消防本部から遠隔操作で役場の無線室に操作、アクションすることによって、防災行政無線を吹鳴させて、消防団を招集します。この事業につきましては、昨年度から継続しての事業であります。

それと2番目としまして、これは防災行政無線の再整備事業に係る分ですが、坊の山の無線中継局舎とのネットワークの専用回線使用料として新たに発生しております。

主な内容はネットワークの専用回線ということで、防災情報を町のホームページ上に提供するなどのための専用回線となっております。

もう1つは岬消防署と専用回線で結ぶこととしております。これは災害時に岬町庁舎に災害対策本部が設置できない場合、岬消防署は第2位の災害対策本部の設置場所として、岬町地域防災計画で位置づけしているため、専用回線を構築しまして、遠隔操作等で防災行政無線を操作することを可能とするために、専用回線を新たに結びます。

小川委員長 59ページ、需用費については。松井課長。

松井総務課長 総務課からは59ページの13委託料の増額の要因ですけれども、通常の業務委託に加えまして、本年度一番上段に境界確定分筆業務委託料301万円がございます。こちらにつきましては町有地の境界を確定する業務となるんですけれども、主に町有地である坊の山、地番でいいますと深日の3237番地で地籍は公簿で575平方メートルとなっておりますが、若干、公簿ですのでそれ以上の広さがあるんですけれども、ちょうどゴルフ場を上がって右側には管理上のフェンスができていますので、そちらのほうの境界は、もう既に確定しているんですけれども、左側も町有地がございます。そちらに隣接する私有地、そちらとの境界を筆界確認しまして、業務を進めていきたいと思っています。目的としましては町有地の適正管理ということで、それぞれ町有地との境界を明確にし、草刈りの範囲を明確にするなど、また無断で占有されないような管理を今後やっていき

たいと思っています。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 今回の答弁の中での防災無線の件ですけど、坊の山は今工事着工してると思うんですけど、30年度からもその電波というのか、発信はできるんですか。

小川委員長 川端課長。

川端危機管理担当課長 平成29年度におきまして、坊の山につきましては、造成工事を実施している状況であります。専用回線等の作業につきましては平成30年度予算において実施するということですが、30年度の年度途中で完成するということをご想定させていただきまして、ネットワークの回線費用は4カ月分を計上させていただきます。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 今回の件、了解しました。

あともう2点ほどお願いします。予算書の63ページの節19負担金、補助及び交付金です。これで、下のほうで仮称として、泉州観光DMOを負担金として予算計上されています。これは新規事業かなと思うんですけど、この内容についての説明をお願いします。

それともう1点だけ。65ページ、8の報償費、まちづくりエディター報償費、これも新規事業かなと思うんですが、その内容についての説明をお願いします。

小川委員長 この2件の答弁。保井室長。

保井まちづくり戦略室長 仮称泉州観光DMO負担金につきましてご説明させていただきます。

仮称泉州観光DMOにつきましては、泉州地域における観光戦略の強化を図るために、既存の華やいで大阪南泉州観光キャンペーン推進協議会と泉州観光プロモーション推進協議会及びKIX泉州国際マラソン実行委員会を統合して設立する新たな公益観光団体でございます。

DMOといいますと、観光庁によりますと地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域の誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりの実現をするための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人とされております。

初期の構成といたしましては、泉州9市4町、関西エアポート、池田泉州銀行において設立されるもので、現在手続をしているところでございます。



負担金につきましては、246万5,000円でございますが、歳入のところで地方創生交付金が86万5,000円、公益信託金から31万1,000円、計117万6,000円の歳入があるものでございます。

小川委員長 今年からの新規事業やということ。

保井まちづくり戦略室長 現在設立に向けて手続をしているところでございまして。

小川委員長 そういうことですね。保井室長。

保井まちづくり戦略室長 平成30年度から、事業が始まるというものでございます。

小川委員長 次、寺田課長。

寺田企画地方創生課長 まちづくりエディター報償費、480万円についてご説明させていただきます。

まちづくりエディターにつきましては、今年度から募集を実施しておりまして、都市地域から、地域活性化に意欲のある人材をまちづくりエディターとして募集し、移住希望者の移住相談や、物件の案内等の移住、定住に関する支援、移住、定住に関する情報発信とか、あと大阪大学との連携事業、空き家を活用した移住生業事業等の活動に取り組む方に対して、報償費として月額20万円の2名を募集し、雇用するものでございます。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 まちづくりエディターですけど、これの、エディターだから人ですね。募集をしたと思うんですけど、その募集、採用の方法ですね、その辺のことをお聞きしたいと思います。

小川委員長 寺田課長。

寺田企画地方創生課長 現在取り組んでおります、まちづくりエディター事業の概要を全般について説明させていただきます。経過も踏まえて説明させていただきます。

再度目的も含め、お話しさせていただきます。都市部に居住しているが、地方で起業を検討している人材や、地域活性化に意欲のある人材をまちづくりエディターとして募集し、町や大阪大学と連携して、空き家の活用による移住促進や、地域資源を生かした特産品開発など、新たな町の活力創造に取り組む地方創生人材の確保を図ることを目的としております。また、イベントやワークショップなど、まちづくりエディターの活動に、地域住民や町外の方がかかわるスキームを構築することにより、関係人口の増加、さらなる町内での起業促進など、新たな地方人材、地方創生人材の育成を図ることもあわせて目的としております。

募集人員ですが、2名を予定しておりまして、仕事内容につきましては空き家

の利活用、移住の支援、農漁業の活性化など、町が実施している地方創生事業にかかわりながら、関係団体や地域住民との関係構築を図ることを目的として、事業にみずから取り組んでいただくものとしております。

まず、これまでの経過なんですけど、平成29年11月から準備を始めておりました、12月から募集を開始するとともに、大阪の梅田のグランフロントで説明会を開催しております。また、平成30年1月には東京のほうでも説明会を開催しまして、書類選考、面接を実施しております。平成30年2月上旬に最終合格者2名を決定しましたが、辞退者が生じまして、1名の欠員が出たため、2月下旬から再募集を行っているところであります。

現在、再募集なんですけど4名が応募いただいております、今後書類選考し、面接してまちづくりエディターを決定したいと考えております。

平成30年4月より、まちづくりエディターに着任していただく予定としておりますが、個々の事情等があり若干おくれて着任することになるかと考えております。

小川委員長 よろしいですか。竹原副委員長。

竹原副委員長 最初のほうの、泉州観光DMOの件について、関連で質問させていただきたいと思います。

9市4町プラス関空プラス池田泉州ということだったんですけど、拠点となるところは、どこで活動されるのか、またそれにかかわる庁舎内の担当部署というんですか、その人間がそこへ事務で行くのかどうか、またどういう体制でこのDMOに参画するのであろうか、以上2点お願いします。

小川委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 現在、泉州観光プロモーションの推進協議会の中に引き継いだ形で行くわけございまして、華やいで大阪に関しては、各自治体職員が岸和田市以南で、従事していたわけなんですけども、その職員がそこに行くわけではございません。いわゆる専門的な専門職も従事して、13名の要員の中で事業をしていくということでございまして、繁忙期におきましては短期的な臨時職員とかも採用いたしまして、今までの泉州観光プロモーションはインバウンドの役割、華やいでは国内観光ということをやっていたのですけども、それとマラソンですね、その3つをあわせてするというございまして。ですから、意思決定機関として社員総会を置く中では、当初の社員といたしましては泉州9市4町、それから関西エアポート株式会社、池田泉州銀行で構成されます。これはいわゆるガバナ

ンスの面でございまして、実際の事業を行う従事者に関しましては専門の方を13名確保していますので、役場の職員が行ったりとか、そういうことはないのです。そういう形でご理解いただきたいと思います。

小川委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 それでは、そのDMOさんが職員を募集して働くことが決まっていると、そしたらそこに連携する窓口は、うちの政策推進担当ということによろしいのでしょうか。

小川委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 はい、お含みのとおりでございます。

小川委員長 よろしいですか。他にございませんか。道工委員。

道工委員 2点ちょっと確認だけさせてください。59ページのたんのわ海浜会館の駐車場の整備工事、どういうことをされるのか、拡張されるのかどうかも含めて。それと庁舎の整備工事も入っておりますが、これは何を考えておられるのか2点お尋ねしたいと思います。

小川委員長 2点お願いします。松井課長。

松井総務課長 59ページの15工事請負費ですけれども、まず、たんのわ海浜会館駐車場整備工事です。たんのわ海浜会館では、小規模利用については、駐車場にとめることができるんですが、多くの方々が来られる葬儀等については駐車場にとめきれずに路上駐車している状況です。その状況を踏まえまして、今回駐車スペースを確保するために、たんのわ海浜会館敷地、東側角にあります広場を駐車場として整備したいと考えております。

あと、庁舎整備工事なんですけれども、こちらにつきましては、電算室空調設備の工事を予定しております。現在、電算室の空調につきましては、24時間稼働で電算室の機器を保護しているわけなんですけれども、今回1基を新設しまして、今既設の空調機も10年以上経過していることから、1基を新設して既設の空調機をカバーしながら、今後も引き続き空調管理を行っていきたいということで、1基新設する予定をしております。

小川委員長 道工委員。

道工委員 大体わかりました。海浜会館の駐車場、これ東側をやることによって、何台ぐらい置けることになるのかな。あんまり置けないと思いますけども、台数的にはどれくらい置けるんですか。

小川委員長 松井課長。

松井総務課長 その広場にはベンチ等がございます。そちらの撤去も含めまして、アスファルト舗装を考えておるんですけれども、イメージ的には約10台程度が置けるスペースが確保できるのではないかと考えております。

小川委員長 よろしいですか。道工委員。

道工委員 一番西側に、結構ゲートボールなんかに来ている方、西側に車を停めていますけれども、あの辺はもう、いわゆる通路として考えてるのかな。前も幅員的にはあんまりないと思いますけれども、縦に並べたら結構、台数的には入るかなと思ったりもするんですけども、確かに駐車スペースが少なく、かなり南側の道路に置いています。その辺、裏側はちょっと、西側はどういうように考えているのかな。

小川委員長 松井課長。

松井総務課長 確かにその縦におけるスペースがあるかと思えます。葬儀等で路上駐車等が多くなれば、そちらのほうも置けるスペースとして利用していただいても構わないかなと思っていますし、あとはゲートボール場と建物の間にも、通路として置かせてもらっている状況もありますので、それとあわせて置けるスペースとして考えてもいけるかなと思っています。

小川委員長 道工委員。

道工委員 そこまで考えていただければ、できれば白線でスペースをとってあげていただければ、きちっと整備できると思うんですけれども、そこまでは考えてないですよ。

小川委員長 松井課長。

松井総務課長 今回については広場の整備のみと考えております。今後、また検討してまいりたいと思います。

小川委員長 よろしいですか。田島委員。

田島委員 私から2点だけ、質問と説明を求めたいと思います。総務管理費の中で、65ページ、節で人権相談事業委託料、この218万7,000円等々のもの、これの相談内容というんですか、これの窓口の業務と思うんですけれども、この説明をまず求めたいと思います。

小川委員長 1点だけでよろしいか。

田島委員 まず説明だけね。どういう業務をしているんやと。

小川委員長 福井課長

福井人権推進課長 この相談事業につきましては、平成14年からスタートしております。人権相談に対する適切な助言や情報の提供を行う、事業応じた適切な機関へ

の紹介、取り次ぎなどを行っておる事業でございます。

小川委員長 田島委員。

田島委員 おっしゃるとおりですけど、ただ、この業務内容、相談内容、年間どの程度の件数があつて、相談内容はどの範囲まで、こういう多岐にわたる相談があるとか、そういうもろもろのものをお聞きしたいわけです。そうして担当者は何名で担当されているか、この相談事務量ですね、これをお願いします。

小川委員長 福井課長。

福井人権推進課長 過去3年について、お答えさせていただきたいと思います。過去といひますと29年度については、まだ4月から12月までしか集計しておりませんが、述べ件数は10件、実件数は8件で、これにつきまして来所されまして相談されたのが8件、家庭訪問を行いまして相談を受けたのが2件でございます、相談内容については29年度については高齢者に対する人権問題が3件、あと労働関係に対する人権問題が4件、障害者に関する人権問題が1件、これを受けております。

28年度につきましては述べ件数は12件、実件数は9件でありまして、来所での面接、相談は5件、電話による相談が2件、訪問による相談が5件でありまして、これにつきましての相談内容につきましては、高齢者に関する人権問題が4件、労働関係に関する人権問題が5件、同和問題に関する人権問題が2件、外国人に関する人権問題が1件でございました。

平成27年度につきましては相談件数は述べ件数で10件、実件数で9件でございます、来所による面接相談は6件、電話による電話相談が1件、家庭訪問による相談が2件でございました。内容につきましては、労働関係に関する人権問題が4件、障害者に関する人権問題が1件、その他、近隣や地域でのトラブルに関する問題が4件、のべ10件でございました。

それと、事務所の相談員の人数ですが、淡輪事務所と多奈川事務所で各2名ずつで対応しております。

小川委員長 田島委員。

田島委員 実体数を説明していただいて、件数的にもう少し多いのと違うかなということをおなりに想像していたんですね。なぜこういうことをお聞きするかと言ったら、私も個人的にそういう人権問題で相談されました。しかし、私はそういう専門でもないし、そういう資格者でもないの、竹原君かな窓口の、あの方にいろいろ相談して、相談者にいろいろ聞いてもらって、結構いいアドバイスをしていただ

いたんです。それでアドバイス、イコールそういう内容的に、ついて実施していただいたんです。

やはり、担当窓口の専門家であるんだなと思ったのは、これはストーカーも兼ねて、そうして人権問題に波及して、困ってて、泉南署に相談してもらちが明かないということで、相手方は高齢のおじいちゃん、聞きわけのないおじんでね、言っても何しても効かんじいちゃん、困ったという、被害者は女性だけでも、ということで担当の職員さんに相談したら、こういうことをしたらストーカー行為で罰せられますよという警告的な掲載をしていただいた。岬だよりにね。支障のないように、岬だよりにちょっと抜粋していただいた。そうしたら、それを岬だよりを発刊した直後にそれがなくなってしまったと。すごい効果やな、岬だよりというのは。やはりそういうことする行為のおっちゃんも、見てはるんやなど。ぴったり当たってやめはったということで、やはりこの相談業務というのは大切ですね。やっぱりこの窓口がなかったら、泉南署でも扱ってくれない部分、そうして私、議員でも対応できなかったんです。

ですから、こういう窓口はぜひとも必要なものですが、件数的には少ないですね。私もっとたくさんあって、ご苦労されているのかなと、いうことですので、これからも一つ、この部分について解決できた、完結できた、そうしてまだ検討中とか、そういうデータも今後、取り入れてると思うんですけども、また後刻そちらへお聞きしにいて、やっぱり岬町の人権問題はこういう現状だということをお勉強したいと思っております。

やっと中身がわかりました。ありがとうございました。

小川委員長 よろしいですか。田島委員。

田島委員 もう1点だけ、最後に。総務費の中で、ページ数74、下段の監査委員費、監査委員の報酬の部分で、これも私も経験した上で、この場をおかりして確認と説明と、町の考えをお聞きしたいなと思うんですけど。

これは、監査委員というのは議会選出の監査委員と、そして住民代表選出の監査委員、2名で例月監査、毎月1回やっているんですね。そうしてそれプラス、泉南郡の監査委員連絡協議会にも出席しています。私が何を言いたいのかといいますと報酬ですね、監査委員の報酬は、この年間33万2,000円で妥当なのかなと。これ2名分ですよ。議員は別に報酬なかったも結構ですけども、民間の監査委員さんというのは例月監査もしながら、そしていろんなことをしながら、この報酬で失礼と違うかなということをお聞きしたいと、泉南郡の、この熊取町

とか、いろんな監査委員とお会いして研究会とか研修会をやっているわけです。泉佐野市の監査委員は公認会計士です。有資格者で、そして結構報酬もいただいて、そして監査もしています。しかし、その報酬額を披歴したら恥ずかしくて、岬町として、幾らとよと言わなんだわけです。ですから、この当初予算、特別会計、もろもろの出向した部分の領収書を1円の領収書も全部指サックして、全部チェックしているんですね。泉佐野市の会計士さん、岬町さん、そんなことをしているの、うちはそんなんしてませんでと、もう領収書みんなデータで出てるからって、そんなん一々やってたらもたんわというような、それは監査するその手法も違っているんですね。ですから、私何を言いたいかと言ったら、まずお聞きしたいのは、この監査委員の報酬は、いつごろからこの金額であったのか、まず担当の方、わかってたら教えてください。松井課長、わからなかったらわからんで結構ですよ。

小川委員長 ちょうど12時ですので、答弁は午後からということで、調べておいていただいて、それでよろしいですか。

田島委員 はい、結構です。

小川委員長 お諮りします。暫時休憩したいと思います。

(午後0時00分 休憩)

(午後1時00分 再開)

小川委員長 休憩前に引き続き、総務文教委員会を開催します。

午前中に、田島委員から74ページの監査委員の件について答弁をお願いします。  
松井課長。

松井総務課長 監査委員報酬の現在の額ですけれども、まず代表監査委員につきましては年額17万6,000円、議会議員選出の監査委員につきましては15万6,000円となっております。この額は平成20年4月からこの金額に変更になっておりまして、それ以前、19年度までについては監査委員が19万6,000円と規定されております。

小川委員長 田島委員。

田島委員 松井課長、説明されたのは、17万6,000円、これ月額と違うわな、年額やわな。

松井総務課長 年額です。

小川委員長 田島委員。

田島委員 何か、わびしい金額やなど。なぜかいったら、この岬町、1万6,000人の

岬町の一般会計、特別会計も入れて、領収書まで1枚1枚チェックして、指サックはめて指蒸れて痛いほどの、私も経験ずっとあるんですけど、監査した。それだけでも大変な労力だし、最終的にはやっぱり監査委員としての監査報告もしないといけないし、大変事務量的にも盛りだくさんだし、そして責任があります。

監査委員が、量としたらその岬町の予算が全部オーケーですからね。ですからやはり、体力も使いますし、そんなので、この額が妥当か妥当でないか、いま一度報酬審議会に再度諮問していただいて、妥当な額であるか答申いただいて、そして近隣の熊取町以下、近隣の監査委員の報酬額に肩を並べるように、ひとつ配慮していただきたいなと思うんですけども、担当課としたら、やっぱりその程度、具申なり申し入れをしていただけますか。そのお答えをいただきたいんですけど。

小川委員長 西部長。

西総務部長 先ほど松井のほうから答弁させていただきましたように、現在岬町では知識を有する方が17万6,000円、議会選出が15万6,000円となっており、これにつきましては、先ほども言いましたように、平成20年に見直しを行っております。それまでは19万6,000円という額でございました。

これは、平成20年のときに行革の一貫といたしまして、非常勤の職員の方の報酬額をおおむね1割、全てにわたって削減させていただいたというところでございます。ちなみに近隣の状況でございますけれども、田尻町は年額で学識の方が18万円で、議会の方が14万円、熊取町年額、学識が19万円で議会の方が12万2,000円、忠岡町ましては学識の方が年額で19万円で、議会の方が14万円というのが近隣の状況となっております。

若干、近隣に比べますと低い金額ではございますが、ほぼ近い額というように考えてございます。ただ、監査委員というのは非常に重要な役職でございまして、日々会計をチェックしていただいているということは重々理解しているところではございますが、他の非常勤の方の報酬とのバランス、それから近隣の状況も踏まえまして、また今後も検討してまいりたいと思います。

小川委員長 はい。田島委員。

田島委員 ひとつ、報酬、審議会のほうにも諮問するように働きかけを1つお願いしたいということで、金額的な問題もございますし、一番重要な事務監査していただくというんですか、万が一、間違えたらこの方にかなり重労働を強いることの事案になったら、本当にこの報酬では気の毒な感じがしますので、監査委員の職務をもう少し理解して、諮問されるよう、私のほうから要望としておきます。



小川委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで総務費についての質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。予算書の84ページから87ページの目9文化センター費をごらんください。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 85ページですが、節8報償費です。巡回見守り事業報償費とあるんですが、この内容をお聞きしたいのが1つ。もう1点、87ページの13委託料、警備委託料として予算計上されています。この警備の内容もあわせてお教え願いたいと思います。この2点、よろしくお願いします。

小川委員長 2点の質問について。松下課長。

松下生涯学習課長 以上の2点についてお答えさせていただきます。

まず巡回見守り事業についてでございますが、対象者は65歳以上で、ミドリ7町会に居住されている独居高齢者で、主に介護保険制度の要介護認定を受けていない方及び身寄りのない高齢者ということでございます。

平成30年2月28日時点での対象者は26名となっております。1回の巡回時間は2時間程度で、対象者宅には月2回程度の訪問をさせていただいてます。

以上が巡回見守り事業の内容でございます。

小川委員長 坂原委員、人数は聞かなくていいんですか。

坂原委員 後で聞きます。

小川委員長 はい。松下課長。

松下生涯学習課長 続きまして文化センターの警備委託料の内容でございますが、平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3カ年の契約となっております。

警備員が1名で火曜日から日曜日の午後5時から午後10時までの警備委託時間となっております。本年度は年度途中で委託契約が切れますので、その分、昨年度に比べて予算の計上が多くなっております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 巡回見守り事業のことですけど、対象者が26名とお聞きしました。対象者26名に対して巡回する側の人は何名で回っているのか

小川委員長 松下課長。

松下生涯学習課長 おおむね2人1組となって巡回しております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 それ、どういう人がそれに当たっているんですか。地元の住民なのか、何か特別な人なのか。

小川委員長 はい、お願いします。

松下生涯学習課長 対象者につきましては、先ほど申し上げましたように、独居の高齢者。

小川委員長 いやいや、対象者じゃなしに、巡回している人はどのような人が巡回しているのかという質問です。

松下課長。

松下生涯学習課長 巡回されている方は有償ボランティアということで、おおむね緑7丁会の事情について、よく精通されている方をお願いしております。

小川委員長 岬町の住民ですかという質問に。

松下生涯学習課長 岬町の住民でございます。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 その巡回される方は、例えば人権擁護員とか、そんな方でしょうか。何かで選ばれた方でしょうか。

小川委員長 松下課長。

松下生涯学習課長 主に人権協会に所属されている方について、お願いしているところがございます。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 その件は、わかりました。もう1件の警備委託料のほうですけど、これは警備会社に委託していると理解していいんでしょうか。

小川委員長 松下課長。

松下生涯学習課長 委員おっしゃるとおりで、委託会社をお願いしているところがございます。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 警備会社、会社名を聞くと支障がありますか。なければお聞きしたいんですけど。

小川委員長 これは、いかがなものでしょうか。予算がついているんだから。

松下課長、答弁できると思うのだったら答弁してください。できないというのだったら、もうその場でお断りしても結構ですよ。

坂原委員 答えにくかったらもう結構です。

小川委員長 松下課長。

坂原委員 もういいと言っているのです。聞いたほうがもういいと言っているのです、もういいです。

小川委員長 もう答弁結構です。次に進みます。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 ないようですので、続いて消防費に入ります。

予算書136ページから141ページをごらんください。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 141ページの節3職員手当等、一般職超過勤務手当として予算計上されております。ここで確認だけさせていただきたいんですけど、ここでは一般職についての超過勤務として予算計上されているんですが、ここでもやはり管理職の超過勤務手当として計上されてないということですけど、先日一般質問でも、ほかの人が質問されてましたし、私も以前、委員会等でも質問させてもらったんですが、これこの30年度もその管理職については、この超過勤務手当は支給しないという考えで捉えていいんでしょうか。また今後そういう管理職にもこの超過勤務手当をつけるという、そういう考え方はないのでしょうか。どうでしょうか、お答えください。

小川委員長 廣田課長。

廣田人事担当課長 平成30年の当初予算におきましては、委員ご指摘のとおり管理職員特別勤務手当のほうは、災害のこの部分には入っておりません。基本的には災害の部分の管理職の出動に関しては代休優先ということで、一応振りかえをしていただいて支給はしないという方針で、予算上計上しておりません。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 代休ということで予算計上してないんですけど、私も何度か、そういう場面に出くわしますし、献身的にいつも任務についてくれています。なので、いつまでもこれ、このままというわけにもいかないと思うんです。30年度はこれ出してるから仕方がないとして、今後はこの管理職員にも超過勤務というのは支給すべきでないかなと、私これは強くそう思っています。今後はそういう方向で、ぜひ考えていただきたいと要望しておきます。

小川委員長 要望でよろしいですか。

他にございませんか。

竹原副委員長。

竹原副委員長 139ページ、負担金、補助及び交付金というところで、毎回お尋ねするんですけど、19のところの下から2番目、泉州南消防組合負担金、3億6,686万4,000円、見るところによると金額が物すごく張ってるなというところでございます。

以前、数日前に資料請求しまして、消防組合に係る負担金の推移というのをデータを出していただいたところですね、大体3億円前後が推移してきたのかなという中、今回3億6,000万円と、ものごっつい金額になってきておりますが、この要因というのは何が考えられるのかなと思います。答弁をお願いします。

小川委員長 川端課長。

川端危機管理担当課長 平成30年度予算において、増額している要因についてご説明をさせていただきます。

この平成30年度予算では、歳出総額におきましては、平成29年度予算、43億9,784万円に対し平成30年度予算では、43億1,211万円となり、消防組合予算では8,573万円の減額となっております。歳出では減額となっているということです。これは退職者が6名から16名に増加し、退職手当2億2,231万円の増額を含む人件費の増額があったものの、阪南消防署南西分署の完成に伴い、歳出総額が減少したものでございます。

一方、歳入総額のうち構成3市3町の負担金を除いた歳入の合計が、約4億3,250万円の減額となっております。これは投資的事業の減少により、組合債の減額が主な要因となっております。歳出は8,573万円の減額となっておりますが、歳入が4億3,250万円の減額となっておるため、差額の3億4,677万円を構成3市3町の負担金の増額で補うこととなり、この額に岬町の負担割合を乗じた約3,142万円が岬町の負担金の増額要因となっております。

小川委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 とてもしっかりと答弁していただいたんですけども、要因としては退職者が多いからというのが、一番の要因と聞いて、判断させてもらってよろしいのでしょうか。

小川委員長 川端課長。

川端危機管理担当課長 平成30年度予算に係る部分については、退職者の増員とあわせまして、投資的事業の減少による地方債の減額があったため、その差額が組合負

担金となってあらわれているということです。

小川委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 そしたら、今後の見通しというのか、消防組合のほうでも行革を進めなければならぬという報告も聞いたと思うんですけども、負担がかなり増えて、岬町の中でも消防の歳入のほとんどがここに出ていってしまうというような感じで見受けられるので、負担金をできるだけ減らしてほしいと、当初合併する5年前のときは、そんな話ばかりしてたんですよ。合併することによってメリットが出て、負担金が減ります、悪いことは何も起こりません、いいことばかりです、みたいな答弁だったので、そう信じていたんですけども、そうでなくなってきましたので、何とか減らしていってほしいと思います。それと、これは要望ですので、副管理者である町長にもお願いしたいと思います。

それと以前から、この平成25年から泉州南消防組合をして、その負担金の割合が、岬町は9.06%でした。それを5年経ったら見直すのだという話があったと思うんですけども、これは平成30年度に見直されていると思ってよろしいんでしょうか。

小川委員長 川端課長。

川端危機管理担当課長 委員おっしゃるように、組合設立後、5年をめどに負担金の負担割合の見直しを行うというふうに謳われております。現在負担割合の見直しと合わせまして行革に取り組んでおります。行革につきましては平成31年度予算に反映させることとしております。負担割合の見直しにつきましては、継続して協議を行っているという状況にあります。

小川委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 ということは、平成30年度は以前のような負担割合できているということですね。

小川委員長 川端課長。

川端危機管理担当課長 委員おっしゃるとおりです。

小川委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 ないようですので、続いて教育費に入ります。

予算書の140ページから165ページをごらんください。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 4点だけ確認をお願いします。149ページ、節13委託料。学習用パソコン保守委託料として予算計上が書かれています。これは昨年度なかったように思うのですが、その内容をお聞きしたいと思います。

ここには項目で載ってないんですが、昨年ここにはインターネット回線接続業務委託料としてあったんですけど、これ今回なくなっているんですが、インターネット回線接続業務委託料がないということは、このインターネット、接続しているのかなと思うんですけど。その辺をお聞きしたいです。

それから151ページ、節14使用料及び賃借料、学習用コンピュータリース料、これもちょっと金額が変わっているのかなと思うのですが、コンピュータの台数が変わったのかなと思うんですけど、これも内容をお願いします。

それから最後にもう1点だけ。157ページ、一番下の節13委託料、一番下の建築設備定期検査委託料、これも新たな項目だと思うんですけど、これも内容について教えてください。以上4点お願いします。

小川委員長 答弁をお願いします。澤課長。

澤学校教育課長 委員のご質問にお答えさせていただきます。

まずパソコン保守委託料ですけれども、リース契約が今年の8月31日に切れますので、その継続費用として計上しているものでございます。同じくコンピュータリース料も同じくそうですけれども、こちらにつきましても同じく契約期間が今年の8月31日に切れますので、引き続き継続する費用として計上しているものでございます。

インターネット回線委託料ですけれども、昨年新しく回線をつなぎまして、初期費用として4万5,900円計上したもので、今年は計上していないということになっております。

小川委員長 松下課長。

松下生涯学習課長 157ページの建築設備定期検査委託料の内容について説明させていただきます。

この定期検査委託料というのは、建築基準法第12条に基づくものでございます。年1回行われるものでございます。内容が、1つ目に機械換気設備、2つ目に機械排煙設備、3つ目に非常用照明装置、4つ目に給水設備及び排水設備という内容になっておりまして、定期検査、報告書及び報告書作成、提出業務を業者に委託しているということでございます。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 学習用のコンピュータリース料ですけど、今年契約更新ということで計上していると。ただ、金額が昨年よりこれ、半額ぐらいになっているのかなと思うんですけど、この値段の差があるのは何でかなと思うんです。それをお聞きしたい。それと、建築設備定期検査委託料、これは去年もあったのかな。去年はなかったように思ったので質問させてもらったんだけど、この2点、再確認をお願いします。

小川委員長 澤課長。

澤学校教育課長 リース料ですけども、先ほども言いました、契約期間が今年の8月31日までとなっております、5カ月分の計上となっております。それで昨年より少し安くなっているということです。終了後は保守委託料に変更されるということとなっております。

小川委員長 松下課長。

松下生涯学習課長 お答えさせていただきます。建築設備定期検査委託料に関しましては、昨年ゼロとなっておりますが、こちらにつきましては特殊建築物定期調査委託料、こちらのほうでの支出を行っていました。平成30年度につきましては、特殊と建築設備がてれこになってましたので、正すために建築設備定期検査委託料のほうで計上させていただいております。去年は特殊建築物定期調査委託料のほうで同額を支出しております。

小川委員長 項目が変わったということ、てれこになったというのは何と何がてれこになったの。ちょっと理解できなかったんだけど。

松下生涯学習課長 調査には建築設備と特殊建築物とがございまして、建築設備というのが先ほど申し上げていました4つの項目で、機械廃棄設備、機械排煙設備、非常用照明装置、給水設備及び排水設備、こういったものを指しております。それを歳出のほうでは、特殊建築物のほうで、支出しております、特殊建築物っていうのはまた別に、敷地及び地盤であるとか、建築物の外壁とか、窓とか、そういったものを指しております、ここが合っておりませんでしたので、訂正の意味を兼ねて正しいところでの支出を計上しております。

小川委員長 はい、よろしいですか。他にございせんか。

竹原副委員長。

竹原副委員長 一つ教えてください。141ページ、1番最初、教育委員報酬（5人）となっております。教育委員会は教育長含めて6人で、まあ教育長は別枠であった

と思うんですけど、教育委員、報酬5人ということは、5人選任されるということで、現在欠員あると思うんですけども、その辺をきちんと5人任命するのかわかっていうのを確認させてください。

それともう1点、次のページ143ページの報酬費、節でいう8報酬費、教育委員会評価委員報酬費、まあ1万4,000円ってということなんですけど、額は小さいんですけども、これはどのような仕事をされるのか、それとどういった肩書の方がこういう委員になられているのか、それを教えてください。お願いします。

小川委員長 どなた、笠間教育長。はい、澤課長。

澤学校教育課長 委員の数ですけども、条例上は今、5名となっております。当初予算も5名で計上させてもらっています。委員おっしゃるとおり、今、1名減となっております。今後1名の委員さんにつきまして、さらに選任するのか、また新たに条例改正して、定数を減らすのか、今後、委員会の中で検討していきたいと思っております。

笠間教育長 教育長の笠間です。ただ今、教育委員会の評価委員報酬費と、報酬費ということでご質問いただきました。これにつきましては議会のほうへちょうど決算委員会に合わせまして、9月の決算委員会に合わせまして、8月末に議会へ報告いたしております、評価、岬町教育委員会の全事業の評価につきましてですね、評価をいただいているものでございます。この評価委員につきましては、2名、1人は和歌山大学の教授、まあ特に体育のほうでいろいろとお世話になっている先生にお願いしております。もう1人は岬町の、岬中学のPTA会長ってということで、その2人がですね、岬町の教育委員会評価ってということで、いただいているところでございます。以上でございます。そして全部の議員さんには、その結果につきましてはお配りするという予定で、いつもお配りさせていただいていると思います。冊子でお渡ししています。

小川委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 冊子でいただいております、各教育委員会が取り組まれていることを継続とか、見直しとか、そういうような冊子だったと思うんですけど、これは配られる前にその和歌山大学の教授とかのその委員さんに判断をして、これでよろしいんですかって判断をしてもらっているという認識でよろしいんでしょうかね。

小川委員長 笠間教育長。

笠間教育長 教育長の笠間です。今、委員のおっしゃられるとおりでございまして、年度



末からまず定例の教育委員会に一応お諮りして、その資料を持って8月までに回答をいただくというものでございます。

小川委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 引き続き何個かあります。155ページ、下のほう、節でいう15工事請負費、岬の歴史館改修工事、まあ30万円ってなっております。町長の取り組みの事業で、歴史館に講堂かな、エアコン設置っていう話をお聞きしました。30万円でできるのかな、どうかな。これがその改修工事と別なんかな。その下の機械器具費に入ってるのかな、どうかな、と思いますので、その辺の説明をお願いできませんか。

小川委員長 松下課長。

松下生涯学習課長 生涯学習課の松下でございます。155ページの工事請負費の生涯学習課、歴史館改修工事というところでございますが、こちらにつきましては、歴史館の集客数を増加させるために、特別展示室を設け、展示物をそこに飾ることによって、住民の歴史館への訪問者数をふやすということでの、展示室の整備ということでお考えいただければと思います。で、その下の18備品購入費の生涯学習課、機械器具費でございますが、こちらにつきましては歴史館の旧孝子小学校の講堂にあたる部屋に、今、エアコンがありませんので、エアコンを3台設置しまして、こちらも利用される方をふやすことができるように、環境整備ということで、エアコン3台の設置費ということでお考えいただければと思います。

小川委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 私、初日にも一般質問させていただいたように、歴史館をもう少し有効利用できたらなあという話で、このように考えてくれていたっていうことがとてもありがたいなと思います。

続いてあと1点あります。161ページ、これも下のほう、工事請負費で、町民体育館の改修工事、町民体育館って淡輪の旧小学校のところでしょうけども、確か、何年かの計画があったのかなっていうのを覚えているんですけども、その進捗っていうんですか、どのような工事になるのか確認させてください。

小川委員長 松下課長。

松下生涯学習課長 生涯学習課の松下です。お答えさせていただきます。町民体育館は、今までたびたび雨漏りがしておりまして、平成28年度の6月補正により、屋根の約3割にあたるところに、防水シートの取り付け工事を行っております。残りの70%ぐらいですが、こちらにつきましては28年度から31年度の4カ年計

画で当初考えておりましたが、29年度、本年度につきましては、財政的に厳しいということで、1年見送りまして、あと30、31、32年の3カ年度で、あと7割の全ての防水シートを取りつける予定で計画しております。小川委員長はい、他にございませんか。

田島委員。

田島委員 先ほど竹原副委員長の関連になるんですけどね、この社会教育費の中で、節のこの15、18の部分にあたるんですけども、工事請負、そして備品購入になるんですけども、15、18部分にあった工事請負については、やはり特別展示室というんですかな、これを展示室を工事して、今後資料館の運営に携わりたいということで、どのような展示を目的に考えているのか、担当課にその説明を求めたいのと、そして次の備品購入についてもその講堂にエアコン3台を設置すると、これにあたって利用、将来の利用計画の案があるのかないか、ただ漠然と冷房がないから冷房つけたいという考えであるのか、年間通じてこういう各種団体が利用するのでやはりこういうエアコンも必要だと。特に、猛暑の折に利用したいんやということであれば納得できるんですけども、ただ先ほどの松下さんの説明では特別展示室を設置したいと。どのような特別な展示品は何やと。そして、18の備品購入費についてはエアコンは猛暑の折にこういういろんな生涯学習なり、いろんな学習するために冷房3台も設置が必要だというその目的と計画が全然見えてこないんですわ。この2点についてまず説明してください。

小川委員長 松下課長。

松下生涯学習課長 まず一つ目に、特別展示室につきましてはまち特有の主な展示物として、勾玉や埴輪等また谷川瓦、黒獅子という昔の関取の化粧回し、戦時中の生活道具、こういったものの展示を考えております。それによって住民さんに興味をもっていただきまして、集客増を図る予定でございます。

次にですが、歴史館の旧孝子小学校の講堂の今現在の使用状況でございますが、毎週2回、合気道の団体さんが使用されております。月3回、社交ダンスの団体さんがしようされております。あと、8月に年2回程度夕涼み会ということで使用しております。それから、年3回程度歴史館のイベントということで使用しております。あと、年1回程度タウンミーティングということで使用しております。今現在使用状況はこのような内容でございますが、特にその具体的な委員言われましたような詳細までには至っていないところでございます。

小川委員長 田島委員。

田島委員 そうしたら、地元各種の団体からの要望書なり要望事項があがった上でのこういう工事なりこの備品、設置を計画したのではなくして、松下課長の考えでやったのかな。要望があつたのかな。各種団体から。

小川委員長 松下課長。

松下生涯学習課長 はい。各種団体からの要望がございました。

小川委員長 田島委員。

田島委員 その要望書また後ほど見せていただけます。こう要望があつたという。見せられないことないやろ。

小川委員長 松下課長。

松下生涯学習課長 書面での要望ではなく、そういう声が非常に大きかったので、こちらのほうでエアコン3台ということで考えさせていただきました。

小川委員長 田島委員。

田島委員 その声が多かったからとかね、そんなの水かけ論的なこと言うたら今国会で揉めてるのと一緒。変わらんやないか。やはりね、要望書に基づいて結局担当課は要望に基づいた予算計上せないかんわけね。声があつたとか、2、3パラパラ声があつたからって。それはあかんで。こんなもんほんまに。こういう。私は反対してないで。歴史館もっとね、発展してほしいんよ。ですから、やっぱりこういう社交ダンスなり合気道なりをどんどんしてもらって、そして今後こういう合気道のもやはりそういう後継者をつくりたいのでやっぱり環境整えたいというような要望書があがってこそ、そしてやはりこの場でその税金出向するのであって、ちょっと計画運営の仕方まずいんや。気持ちはわかる、あんたのな。本当に環境整備せなあかんという気持ちはわかるけども、しかし、やっぱり提案なり起案起こせばそれだけの文章に基づいてやらんと今みたいな答弁になってしまったら結局住民納得しないわけやね。一生懸命やってくれているのはわかる、松下課長のな。しかし、それはやっぱり根拠に基づいてせなあかんわな。合気道の方が真夏に熱いんやと。そこらがあせもだらけになるんやと。こういうことはやっぱり各種団体の長から要望書をいただいと。出してもろたらいいわけや。あんたが声がありましたと言うのじゃなしに、出してもらえよ。そうしたらな、やっぱりほらいたし方ない、税の出向やなということになりますのでちょっときついこと言いましたけども、今後はそういうように文章でいただいと。こういう要望があつたと。そういうこと。

小川委員長 田代町長。

田代町長 今、担当のほうからるる利用頻度については説明のあったとおりでありますけれども、この空調設備をつけるについては、私のほうにも相談あり、また住民からの直接の声も要望もありました。しかし、行政として必ずしも要望あるからやるとか、要望ないからやらないでじゃなくて、その都度要望が必要性はこれはもうあの場所を利用するのに必要と判断すればこれは行政としては当然やらなきゃいけないということで、今のその旧小学校の歴史館をうまく活用していくにはもうご存じかと思えますけれども、夏は空調がない、扇風機で蚊は蚊取り線香置いたというそういう状況の中でいろんな行事に皆さん方使っていただいている。そういった状況を私もずっとつぶさに見てまいりました。かなりもう最近利用される頻度も高くなってきておりますし、青少年のスポーツまた年齢を問わずのスポーツ、また子どもたちの学習、歴史の学習そういったことをやっている姿を見ますとイベントなんかも参加させていただいていますけれども、これはやはり今の時代に空調なしで何とか扇風機でというのはどうかなという判断のもとで、委員おっしゃるように要望出た場合はきちんと要望を受けてすべきだというのはこれはもう当然建前でありますので、しかし今回これについてはいろんな多くの方からのあの場所を利用される方からの声大きいということから行政が判断をしたというように理解をしていただきたい、このようにご理解賜りたいと思います。

小川委員長 田島委員。

田島委員 松下課長気悪せんといてね。私は歴史館のことと思って言ってるのであって、逆に住民からそういう突っ込みされた場合は担当窓口としてはしんどいということだったので、先ほど町長がそういうあんたにかわって説明したんやからそういう気概を持って答弁してほしいな。かように思いますのでこの件については松下課長頑張るといことをね、申し入れとくわ。もう1点だけ委員長よろしい。

小川委員長 はい、どうぞ。田島委員。

田島委員 最後。教育費保健体育費の中で、節の18かな。18備品購入費でこれも場所はどこか私わからんけども、備品購入費で生涯学習課、この生涯学習課の柔道用の畳購入費、これ場所どこでどういような趣旨で購入を考えて、畳の枚数についてはどのぐらいの枚数を考えているのかな。二、三枚か、5枚か10枚か、その程度ちょっと説明してくれます。

小川委員長 松下課長。

松下生涯学習課長 お答えさせていただきます。場所につきましては、岬中学校の武道室ということで考えております。枚数でございますが98枚ということで、この9

8枚という枚数の根拠でございますが、岬中の武道室には剣道場と柔道場がございまして、その剣道場と柔道場、半面半面なんですけど、その半面にあたる枚数が98枚ということでございます。そのためこの98枚の購入ということで考えさせていただきます。

小川委員長 田島委員。

田島委員 場所はわかりました。そして、枚数もわかりました。そして中学校の武道場というのもわかりました。ということは、もう当然既存の中学校の柔道場というのは畳が既に埋設されている。にもかかわらずまだ私、間違ったら失礼やで。98枚増設してほしいというお考えやな。そしたら2面を確保しようということやね。98枚。ということは、そしたら仮に剣道場なんか使われなくなるわな。臨機応變的に使いたいのか、それともそれだけ学校教育で柔道場でその参加者というかそれ必要あるのかな。まず必要性説明して。

小川委員長 笠間教育長。

笠間教育長 ただいまのご質問でございます。田島委員もよく知っておられるようで98枚というのは半分全部使ってるんやなど。残りの98枚ですけども、大きな大会、柔道がやっぱりすごく全国的な振興というんですか。見られておりますし、最近では、隣の阪南市も岬町も両方合併したようなチームもできて、子どもたちのスポーツの振興のためにぜひとも柔道を薦めてる、柔道もどのスポーツもそうですけども、今回特に全国大会にいかれた、またいろんな中学の大きな大会に出ているというようなこともございまして、団体の要望もございました。そして今98枚は臨時的に大会をするときに2面、今剣道やられているところを使うと、そして日ごろは必ず柔道の畳を積み上げて保管すると。それはもう中学校とそして団体との約束ということで現場でそういう使い方をしていただかなければ剣道も使う、そのほかの屋内スポーツも使うということで、これはもう全部柔道場でいくわけにはいきません。大きな大会のときに使っていただく。そして大きな練習。練習場というんですか、たくさんの方がくるときに使うだろうということでこのたびどうしても畳が98枚、倍欲しいということの要望もございまして、それを受けまして財政とも相談した上で予算化させていただいた部分でございます。よろしく申し上げます。

小川委員長 田島委員。

田島委員 これはいたし方ない話ですわな。教育上大会とかそういうこと答弁しているので、やはり私も見てます。垂れ幕あげていただいて、地元の子どものいいところ

まで出ているね。町上げてのこのスポーツ振興にしているのは十分承知していますので、先ほどの答弁のとおり、学校、団体と協議されて、そしてそういう一面でなくその大会用に2面を使用するという事情は理解いたしました。それで、これでやっとわかったんです。何でかな。この説明だけではどうもわからなかったもので先ほどの教育長の説明で理解いたしました。ますます子どもたちのスポーツ振興の一つ、財政を投入して立派なオリンピックの選手出るぐらいの一つ育成をしていただけないかと、かように思いますので、中身がわかりました。ありがとうございました。

小川委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 はい。ないようですので、これで教育費についての質疑を終わります。

続いて公債費に入ります。

予算書の164ページ、165ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで、公債費についての質疑を終わります。

続いて、諸支出金に入ります。

予算書の164ページから167ページをごらんください。

ただし、目4、「海釣り公園管理基金費」は、他の委員会の所管ですので、除きます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで、諸支出金についての質疑を終わります。

続いて、予備費に入ります。

予算書の166ページ、167ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで、予備費についての質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出についての質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

賛成討論。

はい。反対討論ございませんね。

竹原副委員長。

竹原副委員長 平成30年度の一般会計予算で総務文教委員会に付託された分の賛成討論を行わせていただきます。

先ほどの質疑いろいろあった中、町の言ったら振興にかなりの予算を割いていただいている、また子どものことに関しても歴史館のことに関してもしっかりと予算をつけていただいていることが答弁でわかりましたので、積極的に賛成をさせていただきたいと思います。

小川委員長 これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり可決することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致でございます。

よって、議案第9号は、本委員会において可決されました。

議案第15号「平成30年度岬町淡輪財産区特別会計予算について」から、議案第17号「平成30年度岬町多奈川財産区特別会計予算について」までの3件を一括議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明は省略したいと思います。

予算書の321ページから371ページをごらんください。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 二つの項目について教えてください。

予算書334ページ、目1の財産区管理会費の14。使用料及び賃借料。車両借上料として計上されています。351ページ、同じく同じ項目のところ。要するにね、淡輪、深日、多奈川、全部ここね、金額一緒なんですよ。32万4,000円。これ何でかってことですね。それともう一つの項目は目2の維持管理費の使用料及び賃借料。ここにも車両借り上げ料ってあるんやね。さっきも車両。

さっき総務課で管理会費のほうで車両管理で上がっていると。今度は維持管理費で車両借上料が上がっていると。こっちは淡輪、深日、多奈川で金額違うんですけど、特に多奈川94万2,000円で額大きいんですね。この車両借上料の車両のこの内容についてお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

小川委員長 松井課長。

松井総務課長 各財産区の目1、財産区管理会費にございます車両借り上げ料ですけれども、それぞれ2年に1回実施しております財産区管理委員の視察研修時のバス借り上げ料の金額となっております。それぞれ実施した場合を考えましてそれぞれ32万4,000円の車両借り上げ料を予算要求させていただいているところです。

続いて、各財産区の目2、維持管理費に係る車両借上料につきましては、財産区管理委員の方々に財産管理の作業ないし、巡視を行っていただいております。その各財産区管理委員の自家用車を借り上げをさせていただいて現場に行っている状況ですので、その車両借上料としてそれぞれ計上させていただいております、それぞれ財産区の管理行為においてまちまちですので、金額は異なっている状況です。

小川委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで、3件についての質疑を終わります。

続いて、議案第15号「平成30年度岬町淡輪財産区特別会計予算について」、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致でございます。



よって、議案第15号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第16号「平成30年度岬町深日財産区特別会計予算について」、  
討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第16号について、原案のとおり可決することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致でございます。

議案第16号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第17号「平成30年度岬町多奈川財産区特別会計予算について」、  
討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求め  
ます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致でございます。

よって、議案第17号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第34号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につい  
て」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略し  
たいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第34号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致でございます。

よって、議案第34号は、本委員会において、可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件7件については、全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

これで、総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後2時02分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成30年3月13日

岬町議会

委員長 小川 日出夫